

第 3 次久喜市男女共同参画行動計画 (素案)



もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	4
5 男女共同参画をめぐる久喜市の状況	7
6 アンケート調査結果からみる現状	12

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	26
2 計画を策定し推進するための基本的な視点	27
3 計画の目標	28
4 目指す姿	29
5 計画の体系	30
6 重点施策	32
I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実	32
II-2 仕事と家庭の両立支援の推進	32
III-5 相談・支援体制の充実	33
7 目標数値	34

第3章 計画の内容

目指す姿 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	36
施策の柱 I-1 多様性を認め合う人権擁護の推進	37
施策の柱 I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実	39
施策の柱 I-3 男女共同参画に関する国際理解の推進	43
目指す姿 II あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備	44
施策の柱 II-1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	46
施策の柱 II-2 仕事と家庭の両立支援の推進	49
施策の柱 II-3 働きやすい職場環境づくり	56
施策の柱 II-4 男女が共に担う地域社会づくりの推進	60
目指す姿 III すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	61
施策の柱 III-1 生涯を通じた健康支援	62

施策の柱Ⅲ－2 生活上の困難に対する支援	65
施策の柱Ⅲ－3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	68
施策の柱Ⅲ－4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	69
施策の柱Ⅲ－5 相談・支援体制の充実	72

第4章 計画の推進体制

1 市、市民、事業者、教育に携わる者の責務	76
2 本市の推進体制の充実	77

資料編

1 策定の経過	策定中
2 久喜市男女共同参画審議会	
3 関係法令等	
4 男女共同参画に関する国内外の動き	
5 用語集	80

第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、男女が互いを認め合い、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法*」に基づき、平成22（2010）年9月に「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定するとともに、平成24（2012）年3月に「久喜市男女共同参画行動計画（第1次）”女と男^{ひとひと}ともに輝く共生プラン“」を策定し、行政だけでなく、市民、事業者との協働により、男女共同参画の推進に関する様々な取組みを進めてきました。

国においては、男女共同参画社会*の実現に向け国際社会の動向と連動しながら、平成11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」の制定以降、平成12（2000）年の「男女共同参画基本計画*」策定、平成13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*（以下、「DV防止法」という。）」の制定、平成27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下、「女性活躍推進法」という。）」の制定と、男女共同参画に関する法令等の整備を行うとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の実行や、働き方改革の推進などの取組みを進めてきました。

しかし「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*が根強く存在していることから、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の進展が十分でない状況があり、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境の整備などが一層求められています。

また、重大な人権侵害である性別による暴力などの問題や、近年増加している自然災害に対する防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることなど、引き続き取り組むべき課題に加え、LGBTQ+*と呼ばれる性的少数者を含む多様な性のあり方への正しい理解やその人権の尊重など、新たな取組みが求められています。

さらに、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性に対する暴力の増加や就労環境の悪化、子育てや介護の負担の増加など、特に女性が大きな影響を受けており、男女共同参画社会の実現に受けた取組みをより一層充実させる必要があります。

このような状況の中、本市では、現行の「第2次久喜市男女共同参画行動計画」の計画期間が令和4（2022）年度で終了することに伴い、男女共同参画の推進における課題や社会情勢の変化に対応し、誰もが活躍できる持続可能な社会づくりに向けて、新たな計画として「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づいた基本計画です。
- (3) 「第2次久喜市総合振興計画」の分野別計画として、「第2次久喜市総合振興計画」や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (4) 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (5) 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- (6) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (7) 「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「ゴール5 ジェンダー*平等の実現」を推進する計画です。

3 計画の期間

上位計画である「第2次久喜市総合振興計画」の前期基本計画の計画期間とあわせ、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うこととします。

■計画期間

	年 度					
	令和	5	6	7	8	9
	西暦	2023	2024	2025	2026	2027
久喜市総合振興計画	第2次計画 基本構想（10か年）					
	前期基本計画（5か年）					
久喜市男女共同参画行動計画	第3次計画（5か年）					

4 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50（1975）年を「国際婦人年*」と定め、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の十年*」とし、女性の地位向上に向けた取組みを進めてきました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議*が北京で開催され、21世紀に向けた女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領*」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など、12の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げ、世界の女性のエンパワーメント*（力をつけること）に関することが採択されました。また、この会議で、初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられました。

また、平成24（2012）年には、第56回国連婦人の地位委員会*がニューヨークの国連本部で開催され、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。この決議は、東日本大震災から1年になるにあたり、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容として、自然災害と女性に関する様々な課題について、震災の経験や教訓を各国で共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指したものです。

平成27（2015）年には、第4回世界女性会議（北京会議）から20年目を迎え、第59回国連婦人の地位委員会（通称：北京+20）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。

また、同年には「国連持続可能な開発サミット」が国連本部で開催され、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）*」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」となっており、本計画や男女共同参画の取組みにも深い関連があります。

令和2（2020）年には、第64回国連女性の地位委員会（通称：北京+25）がニューヨークの国連本部で開催され、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

世界の動きを受け、国では、平成11（1999）年に、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13（2001）年には、「DV防止法」が制定されました。平成25（2013）年の改正では、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」にも、この法律が準用され、適用対象の拡大が図られました。令和元年6月には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護対策の強化を図るため、関係機関として「児童相談所」を規定し、DV被害の保護の対象に、同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

平成27（2015）年には、「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体、民間企業等に女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や、女性の活躍に関する情報の公開が義務付けられました。また、令和元年5月には、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大され、常時雇用する労働者が101人～300人の事業主を新たに義務付けた（令和4年4月1日施行）ほか、情報公表の強化等（令和2年6月1日または令和4年4月1日施行）を内容とする法律の改正が行われました。

平成30（2018）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和2（2020）年には、「男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることとは、『男女』にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会*の実現にもつながるものである」とする観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、「新しい日常」の基盤となることを目指して、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、国の動きを受け、全国に先駆けて、平成12（2000）年に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14（2002）年に、条例に基づく計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

また、同年、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村による男女共同参画の取組みを支援するための総合的な県の拠点

第1章 計画の策定にあたって

施設として、「埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）」が開設されました。

令和4（2022）年には、男女共同参画をめぐる世界の動向や国の「第5次男女共同参画基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」が策定されました。また同年、「DV防止法」に基づき、県のDV対策に関する施策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。

（4）久喜市の取組み

本市は、平成22（2010）年3月に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併によって誕生しました。合併後の平成22（2010）年9月には、将来にわたって豊かで活力あるまちにするため、男女共同参画の推進に関する新市の基本的施策について定めた「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。また、平成24（2012）年には、「久喜市男女共同参画行動計画（第1次）”女と男^{ひと}ともに輝く共生プラン“」を策定しました。さらに、社会情勢の変化や新たな課題に対応するために、平成30（2018）年には「第2次久喜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

平成27（2015）年には特定事業主行動計画（前期計画）を策定し、職員が安心とゆとりをもって子育てができる職場環境の実現に向けて取組みを進めてきましたが、同年に女性活躍推進法が成立したことを受け、平成28（2016）年3月には、特定事業主行動計画を「久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン」と改定し、職員の仕事と生活の両立及び女性の活躍推進に一体的かつ総合的に取り組むこととしました。令和2（2020）年に策定した後期計画では、職員が仕事と子育てを両立し、個々の個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備とハラスメント対策の強化を図ることとしています。

令和3（2021）年10月には、性の多様性を尊重し、性的少数者の生きづらさの解消を図るため、「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するため、令和3年9月に市内全中学校3年生を対象とした「中学生アンケート調査」、令和3年10月に「男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」を実施しました。この調査結果や国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」を踏まえ、令和5（2023）年3月に「第3次久喜市男女共同参画行動計画」を策定しました。

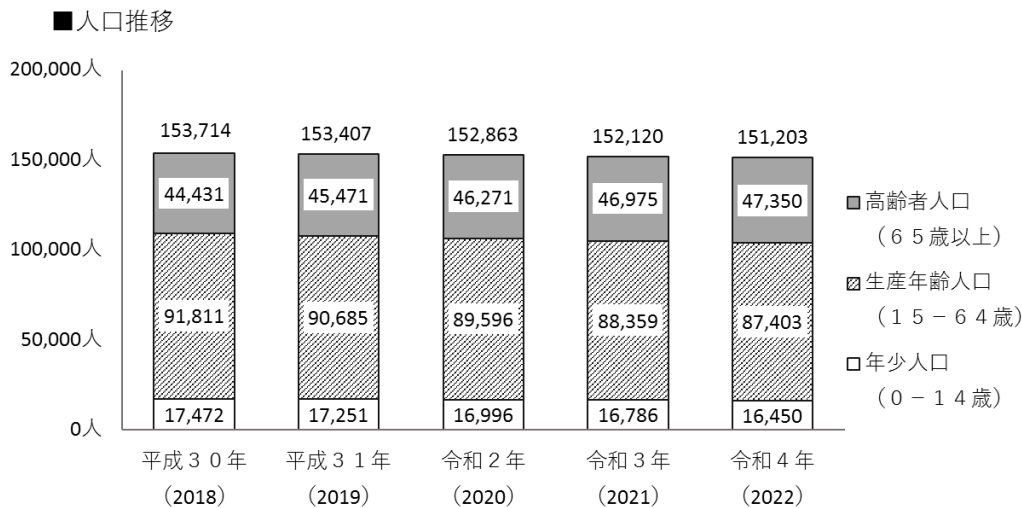
5 男女共同参画をめぐる久喜市の状況

(1) 人口推移

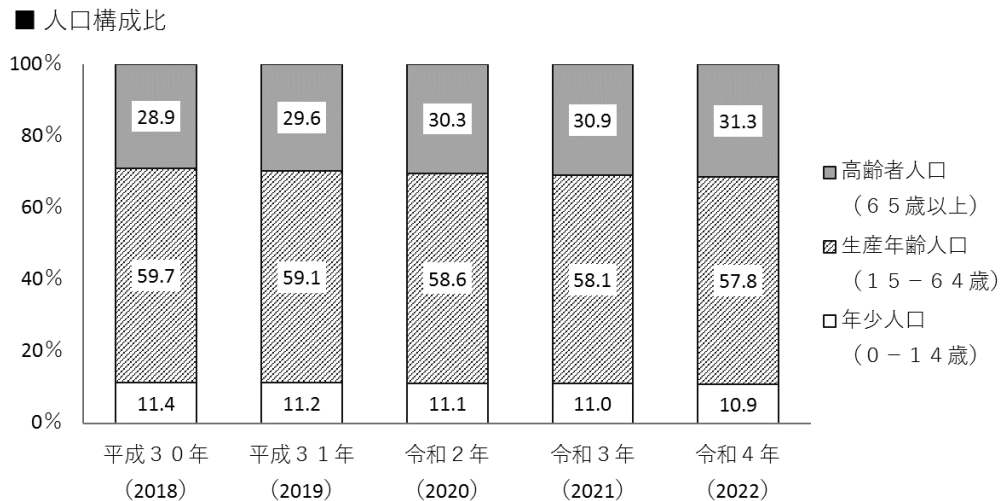
本市の総人口は、減少傾向にあります。年齢3区分で見ると、高齢者人口は年々増加しており、令和4（2022）年には47,350人で、平成30（2018）年から6.6%（2,919人）増となっています。

一方で、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、平成30（2018）年から令和4（2022）年の増減をみると、年少人口は5.8%（1,022人）減、生産年齢人口は4.8%（4,408人）減となっています。

人口構成比をみても、平成30（2018）年から令和4（2022）年にかけて、生産年齢人口は59.7%から57.8%に減少し、高齢者人口割合（高齢化率）は、28.9%から31.3%に増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

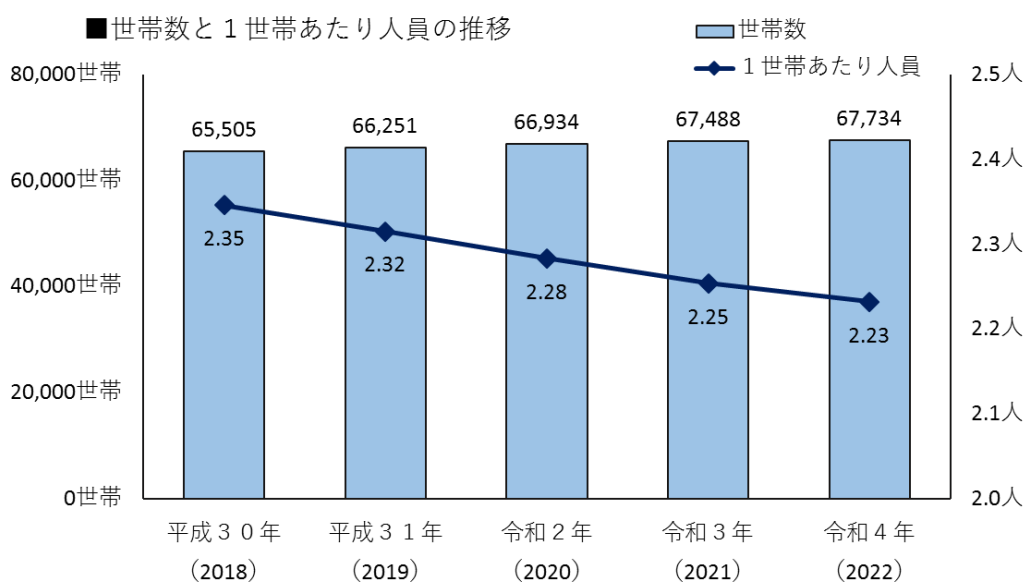


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

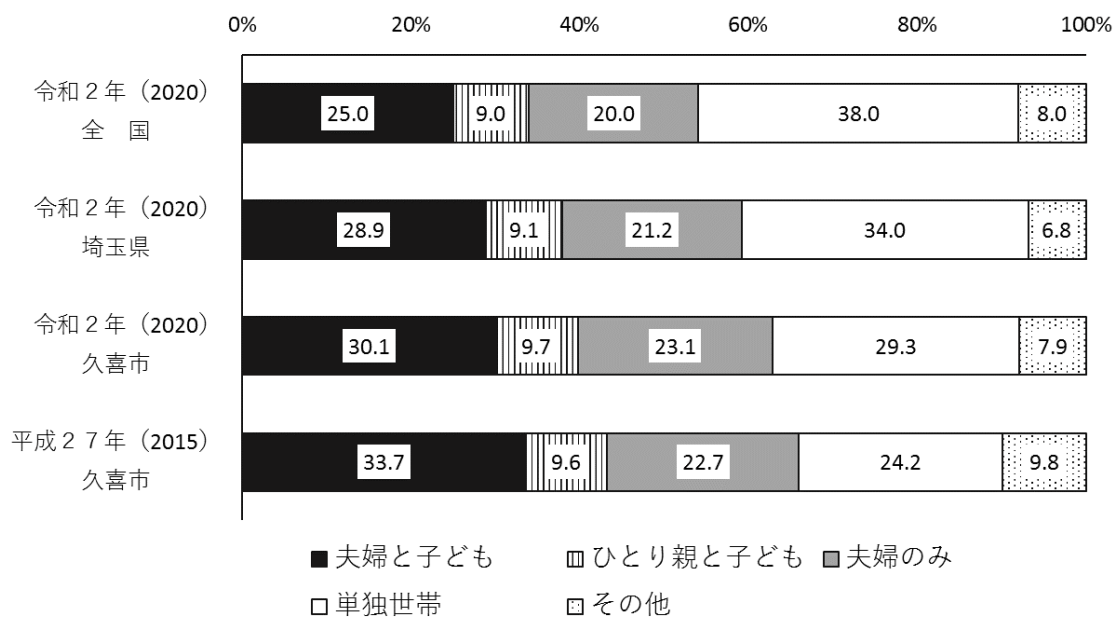
本市の世帯数は年々増加しており、令和4（2022）年は67,734世帯で、平成30（2018）年から3.4%（2,229世帯）増となっています。

一方、1世帯あたりの人員は、年々減少していますが、世帯構造の状況を見ると、平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、「夫婦と子ども」世帯の割合が減少し、「ひとり親と子ども」、「夫婦のみ」、「単独」世帯は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■世帯構造の状況

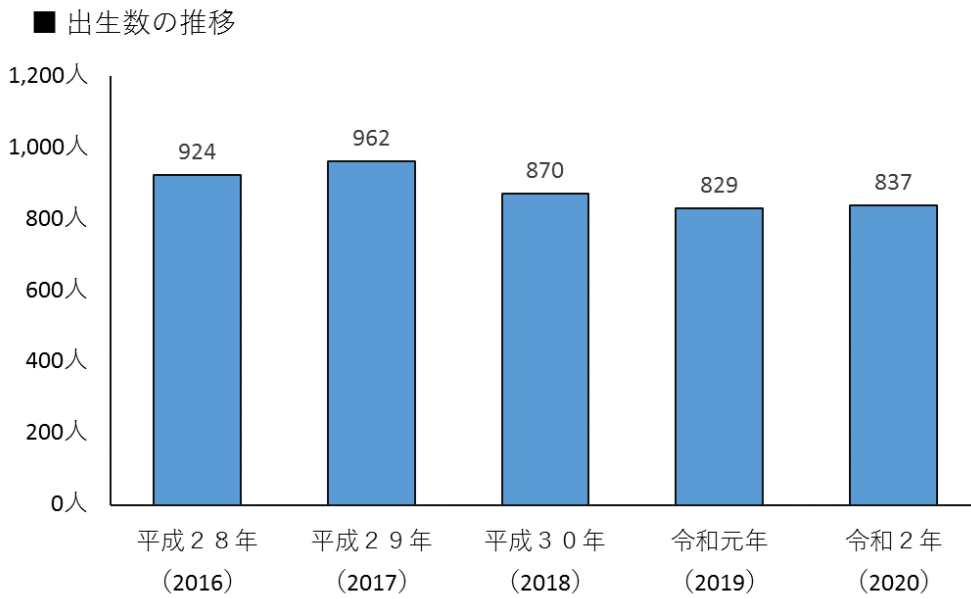


資料：平成27年、令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

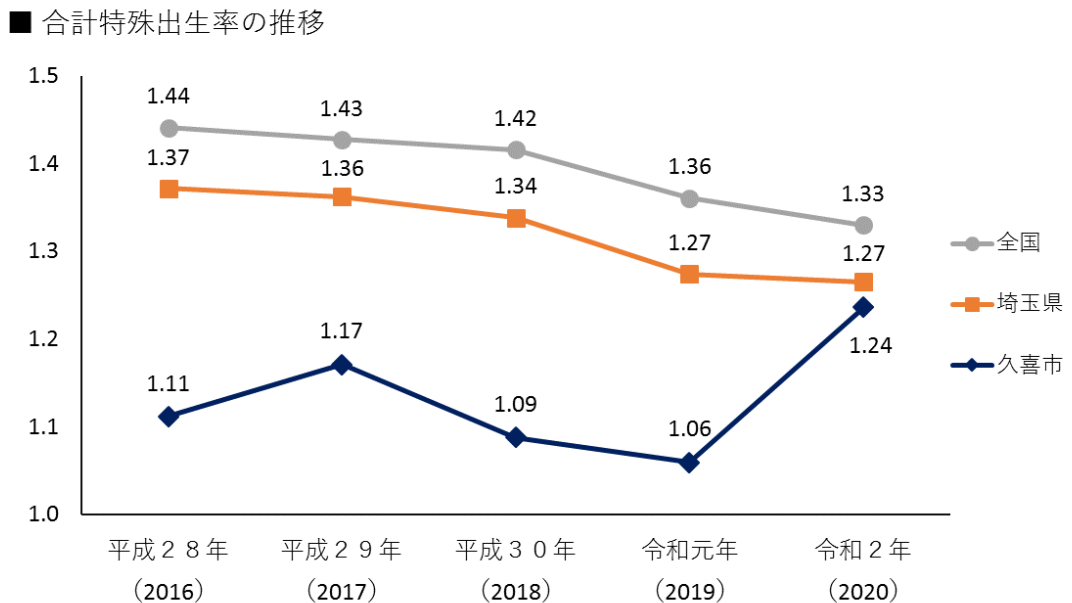
(3) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、わずかな増減はあるものの、令和2(2020)年は837人で、平成28(2016)年から9.4%(87人)減となっています。

合計特殊出生率*の推移をみると、国及び埼玉県は減少で推移しているのに対し、本市では国及び埼玉県よりも下回っているものの、平成28(2016)年から令和2(2020)年にかけて、0.13ポイント増えています。



資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市町村別)



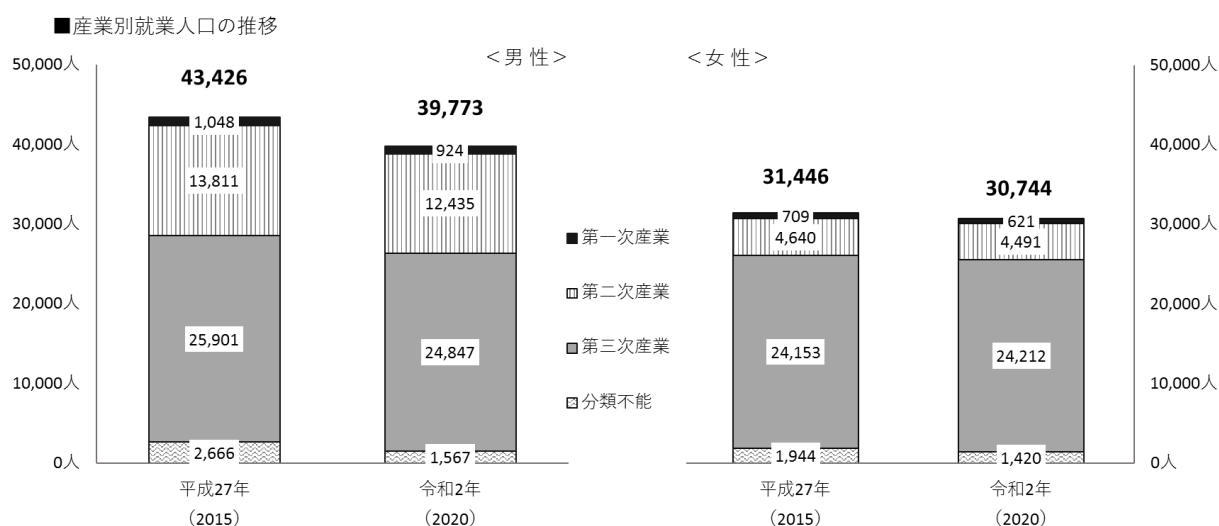
資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市町村別)

(4) 就労の状況

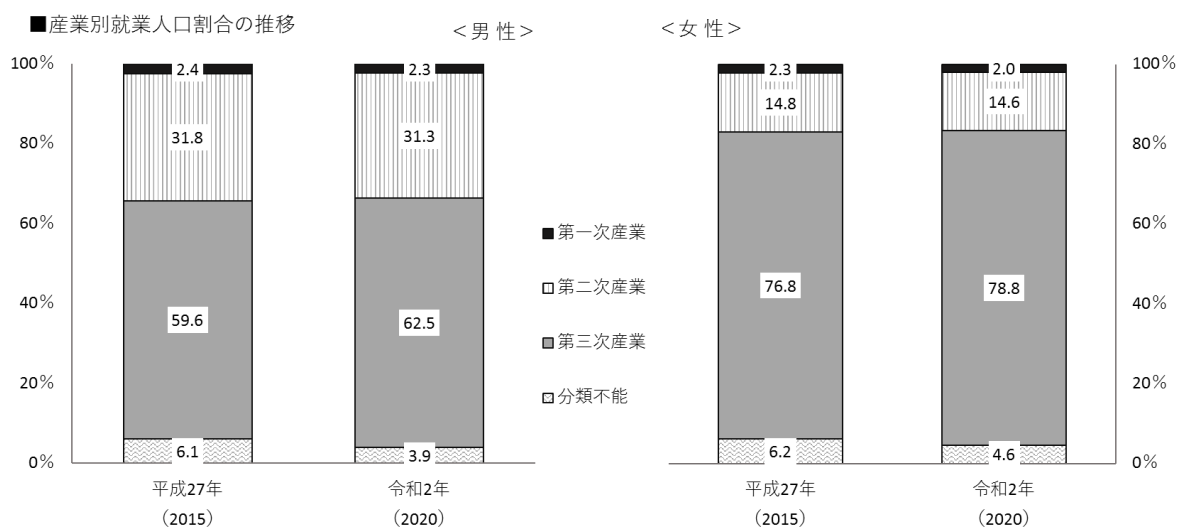
本市の産業別就業人口の推移をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、男性8.4%(3,653人)減、女性2.2%(702人)減となっています。

産業別にみると、男性は全体的に減少しているのに対し、女性は第一次産業(農業、水産業、林業など)と第二次産業(製造業、鉱業、建設業など)は減少していますが、第三次産業(情報通信業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業など)はわずかに増加しています。

産業別就業人口割合の推移をみると、男女とも第三次産業の割合が増えています。また、男性は第二次産業の割合が女性より高く、女性は第三次産業の割合が男性よりも高くなっています。



資料：平成27年、令和2年国勢調査結果(総務省統計局)

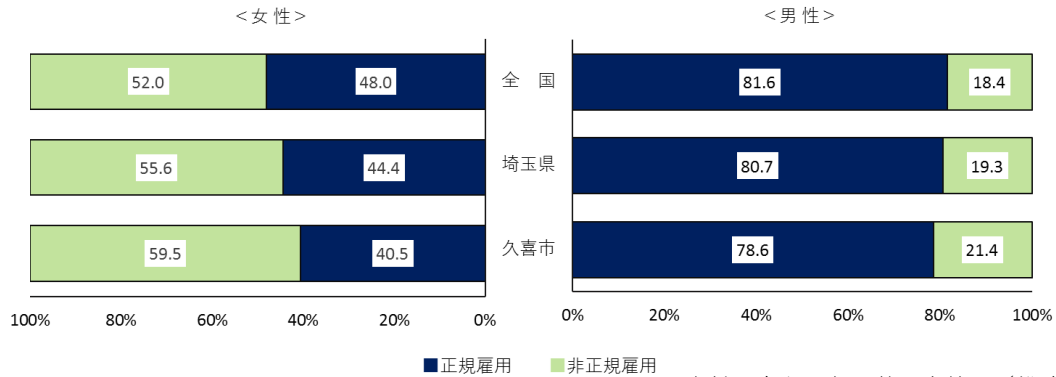


資料：平成27年、令和2年国勢調査結果(総務省統計局)

就業者の雇用形態をみると、男性の正規雇用の割合は、全国・埼玉県で80%以上、本市では78.6%となっています。一方で、女性の正規雇用の割合は、全国・埼玉県・本市ともに40%台となっており、男性に比べ女性の正規雇用の割合が低くなっています。

また、本市においては男女ともに全国・埼玉県よりも正規雇用の割合が低くなっています。

■就業者の男女別雇用形態



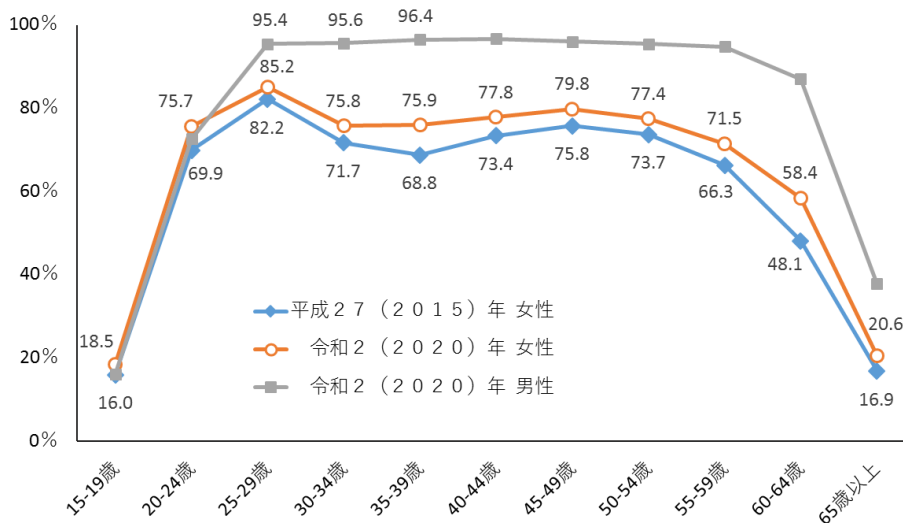
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(5) 労働力率の状況

女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下し、M字カーブ*を描く特徴があり、本市においても同様の傾向があります。

近年では、すべての年代で女性の労働力率が上昇しており、M字カーブの底となっていた35-39歳では、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、7.1ポイント上昇しています。カーブの底が浅くなりM字の状態が解消されつつありますが、ほとんどの年代において男性の労働力率を下回る状態となっています。

■女性の年齢階級別労働力率



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

6 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

「第2次久喜市男女共同参画行動計画」が令和4(2022)年度に満了となり、令和5(2023)年度から令和9(2027)年までの5年間を計画期間とする、「第3次久喜市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に活かしていくために、令和3年度に市民意識調査および中学生アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

	市民意識調査	中学生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内全中学校第3学年
抽出方法	令和3年9月1日時点の住民基本台帳登録者の内から無作為抽出	全員
調査方法	調査票を郵送し、回答票の返送またはインターネットによる回答	アンケートURLを配布し、生徒が各自のタブレット端末から回答
調査期間	令和3年10月1日～ 令和3年10月22日	令和3年9月1日～ 令和3年10月6日
調査対象者数 (a)	2,000人 (男女各1,000人)	1,049人
有効回答者数 (b)	869人(女性:463人 男性:366人 その他(または答えたくない):21人 性別無回答:19人)	1,049人(女性:488人 男性:536人 その他(または答えたくない):25人)
有効回答率 (b/a)	43.5%	100.0%

※市民意識調査及びアンケート調査結果について

- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。ただし、経年変化等の母数が異なるものを比較する場合は、割合の差「ポイント」で表記しています。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 本文及びグラフでは、できるだけアンケート調査票の表現をそのまま用いていますが、スペース等の関係から一部省略した表現としている箇所があります。

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「③学校教育の場」では、「平等になっている」と回答した割合が全体では64.2%で、平成28（2016）年の調査から1.1ポイント増加しています。

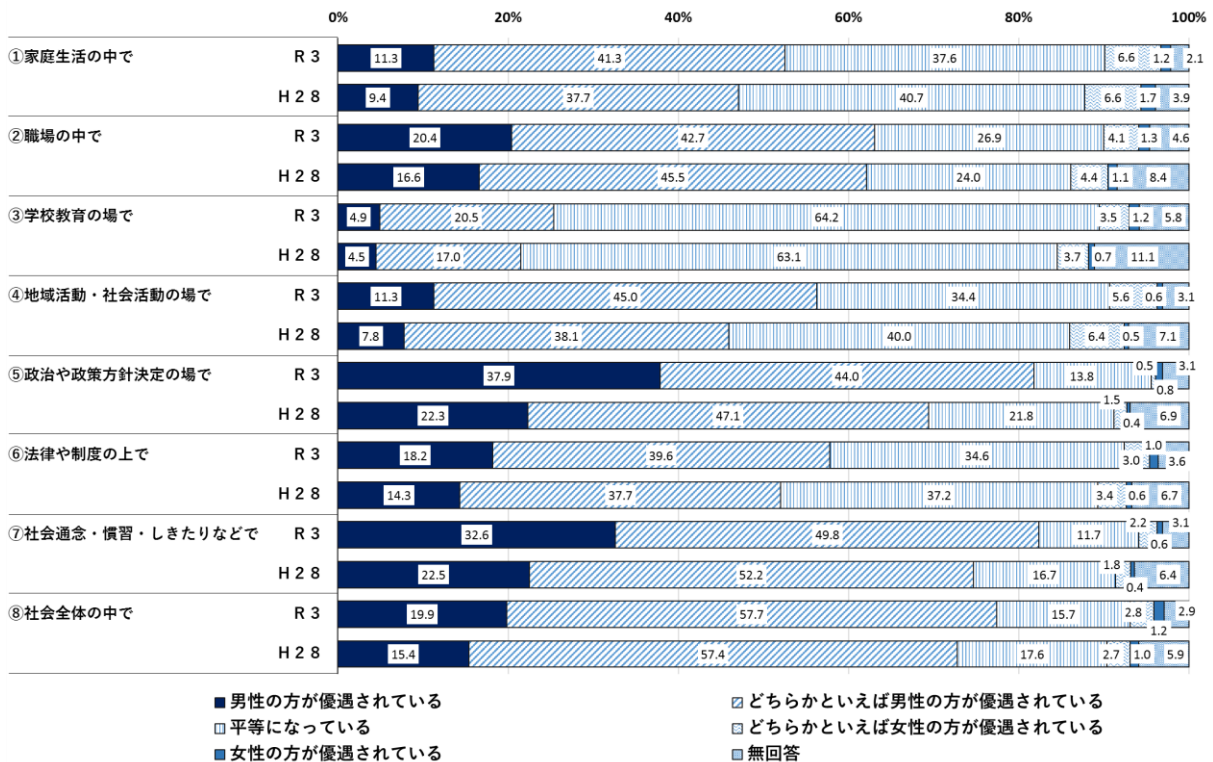
一方、「②職場の中」や「⑤政治や政策方針決定の場」、「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」、「⑧社会全体の中」では、平成28（2016）年の調査結果と同様に、過半数以上が「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しています。

性別でみると、「①家庭生活の中」、「④地域活動・社会活動の場」、「⑥法律や制度の上」について、男性の方が「平等になっている」と回答した割合が多く、女性の回答と10ポイント以上の差があり、男女の平等感に違いが見られます。

■男女の地位の平等感

問：あなたは次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>平成28（2016）年度：983件
令和3（2021）年度：869件



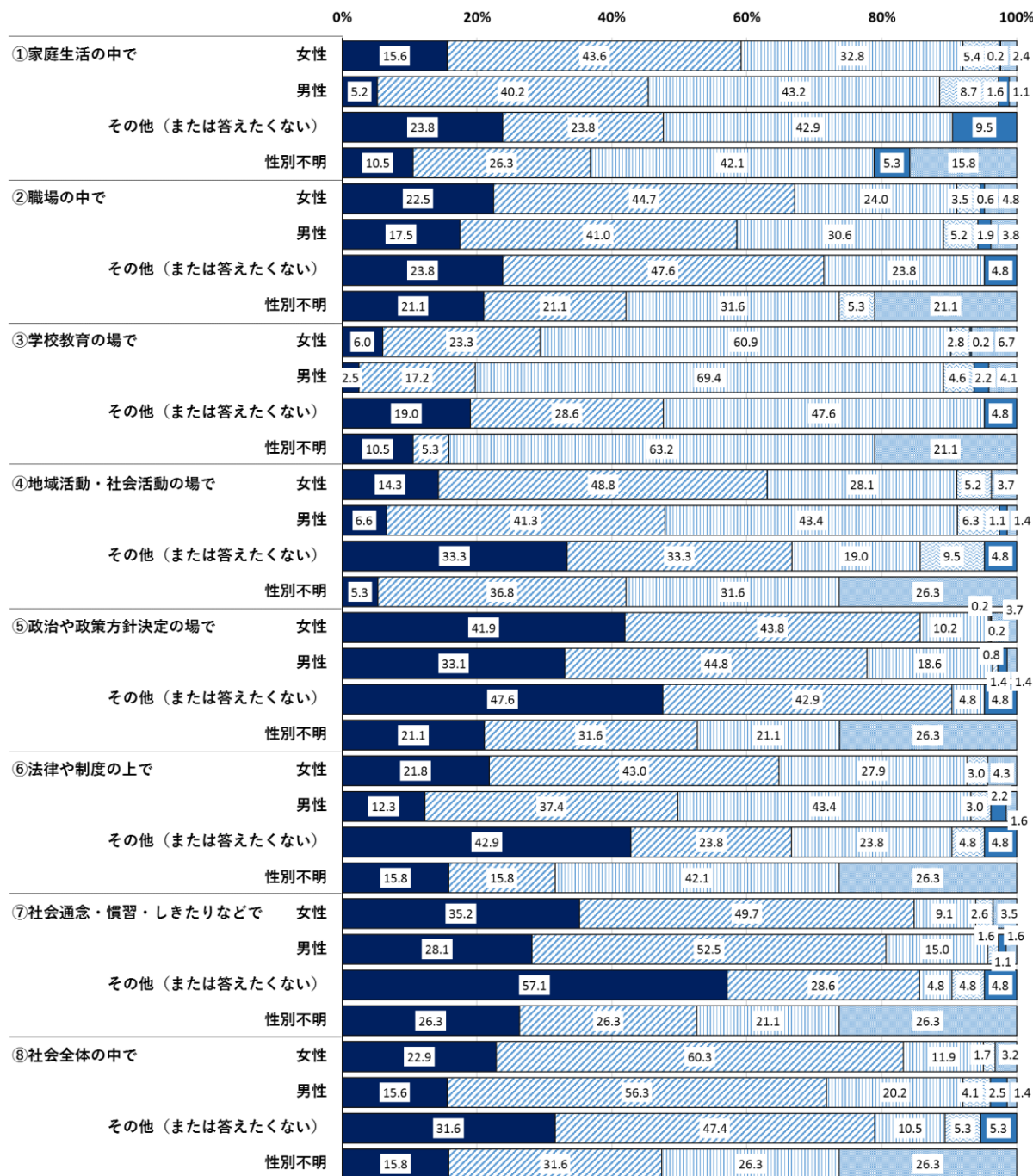
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度、令和3年度）

第1章 計画の策定にあたって

■男女の地位の平等感

問：あなたは次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>女性：463件 男性：366件
 その他（または答えたくない）：21件 性別不明：19件



- 男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 無回答

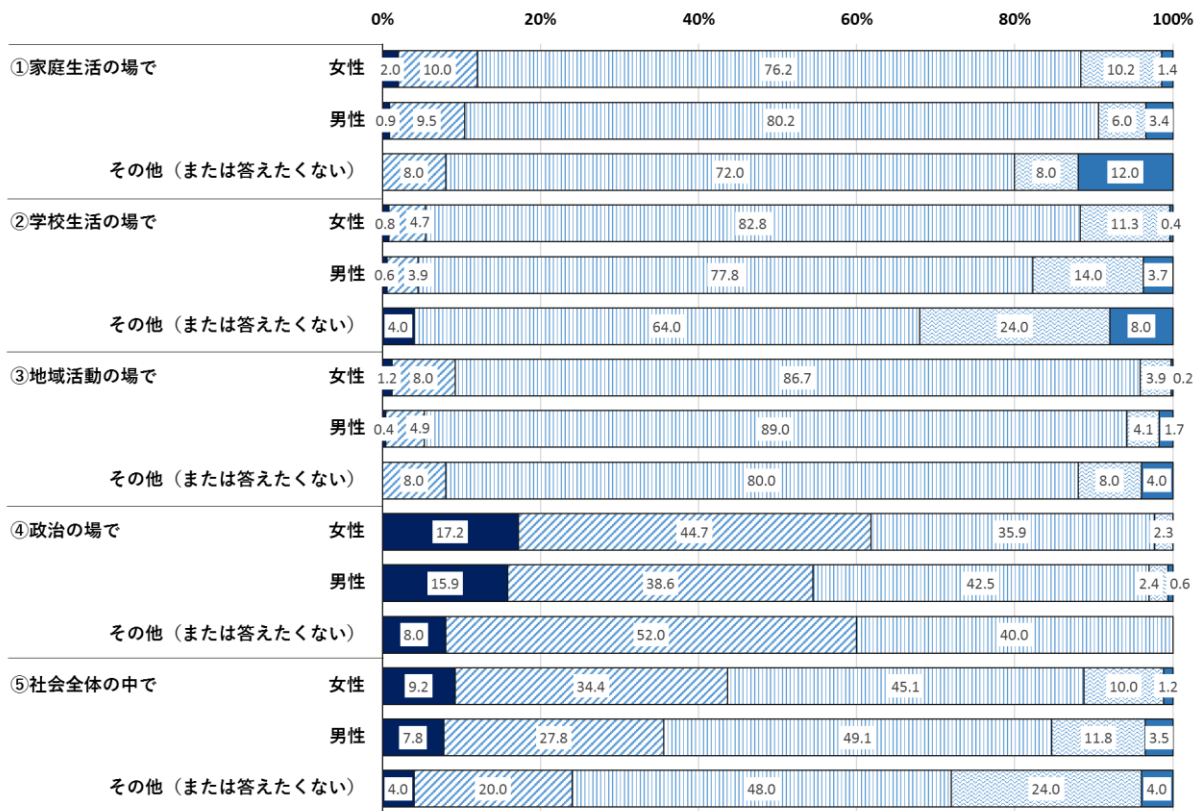
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

中学生アンケート調査では、「①家庭生活」、「②学校生活」、「③地域活動」、「④政治の場」、「⑤社会全体の中」のうち、「④政治の場」と「⑤社会全体の中」は、男女ともに「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合が多くなっています。

■男女の地位の平等感

問：あなたは次のような場において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

<有効回答数>女性：488件 男性：536件
 その他（または答えたくない）：25件



- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている

資料：男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果（令和3年度）

(3) 男女平等に関する意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）について、令和3（2021）年度では「反対」と回答した割合が29.9%と最も多くなっています。また、「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせると53.3%で、平成28（2016）年度の調査よりも11ポイント増加しており、性別によって役割を決める考え方に同感しない人の割合が増えていることがわかります。

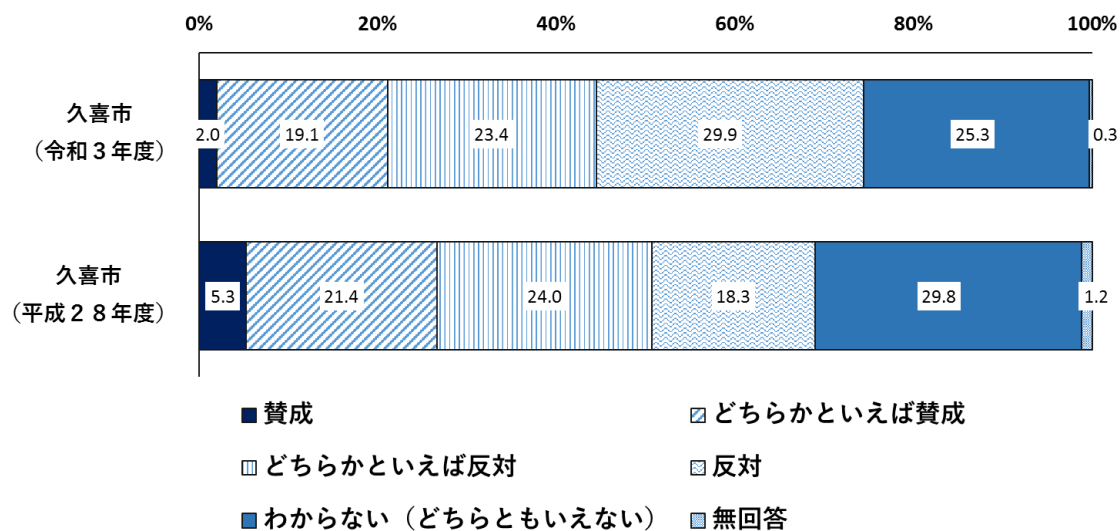
性別で見ると、男性は「反対」、「わからない（どちらともいえない）」の順に回答が多くなっており、女性では「反対」に次いで「どちらかといえば反対」が多くなっています。

性・年代別では、「反対」、「どちらかといえば反対」の割合が10歳代男性、20歳代女性、10歳代女性の順に多くなっています。

■男女平等に関する意識

問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

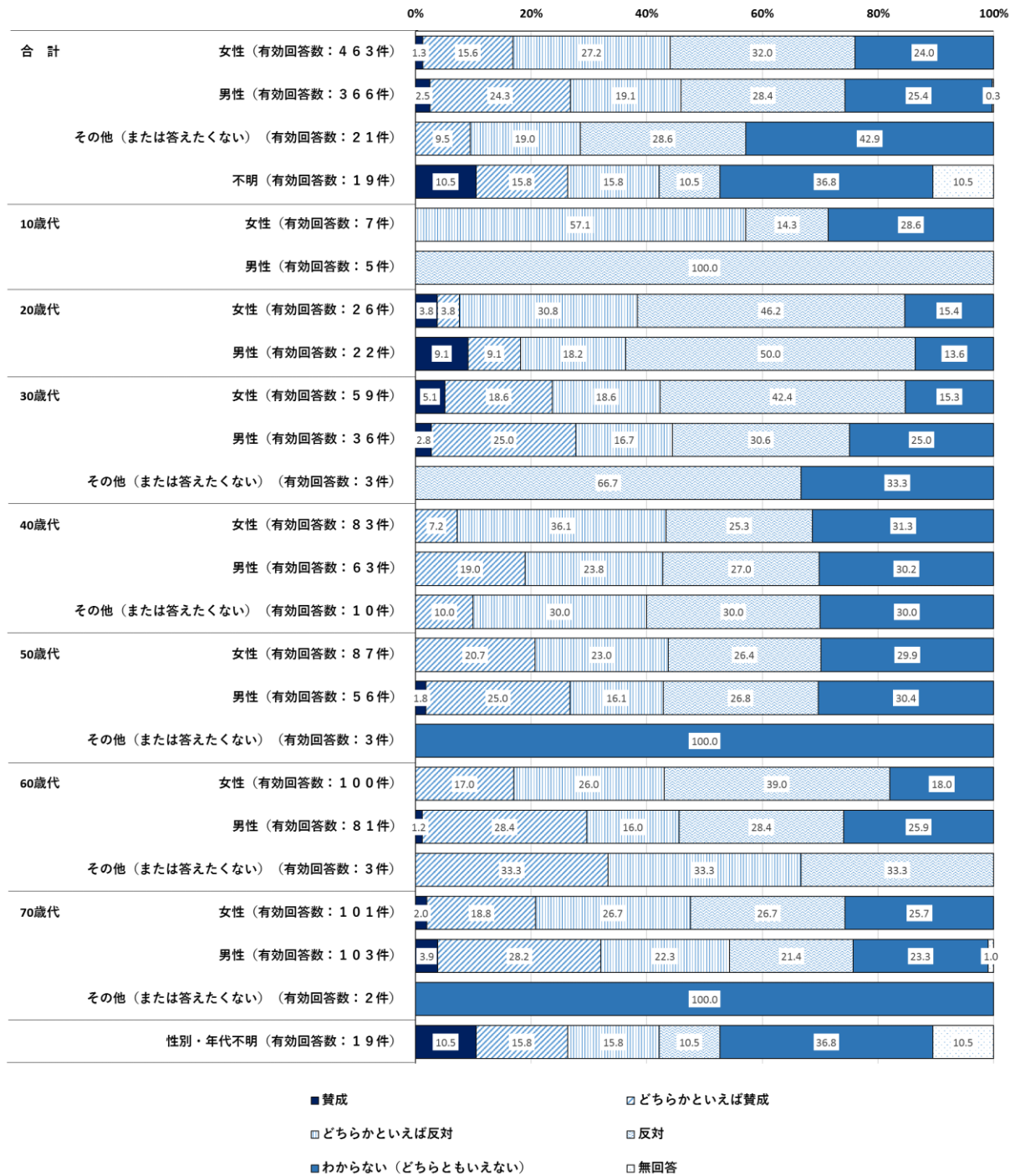
<有効回答数>平成28（2016）年度：983件
令和3（2021）年度：869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年度、令和3年度）

■男女平等に関する意識

問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



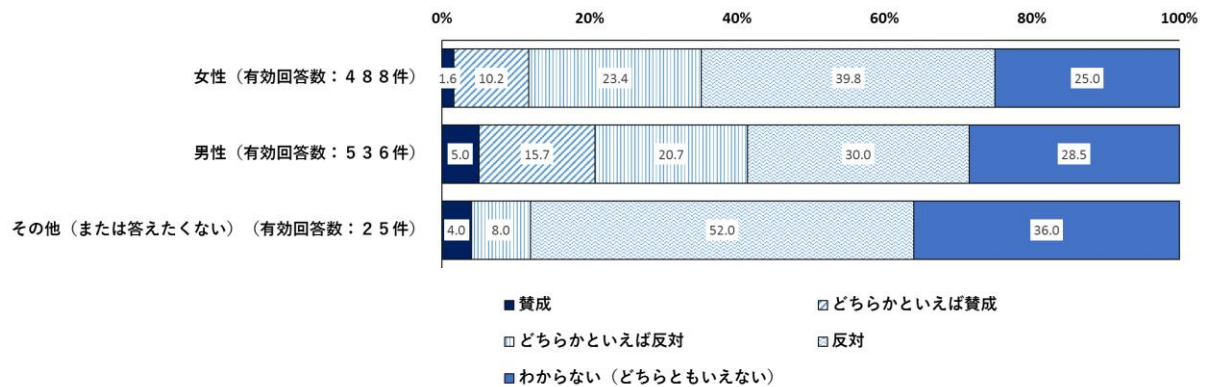
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

第1章 計画の策定にあたって

中学生アンケート調査は、男女とも「反対」が最も多く、次いで「わからない（どちらともいえない）」となっています。

■ 男女平等に関する意識

問：「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別によって役割を決める考え方）について、あなたはどのように思いますか。



資料：男女共同参画に関する中学生アンケート調査結果（令和3年度）

(4) 女性が職業をもつこと

女性が職業をもつことについて、令和3（2021）年度では「仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続ける方がよい」の回答が47.0%で最も多く、平成28（2016）年度の調査から11.2ポイント増加しています。

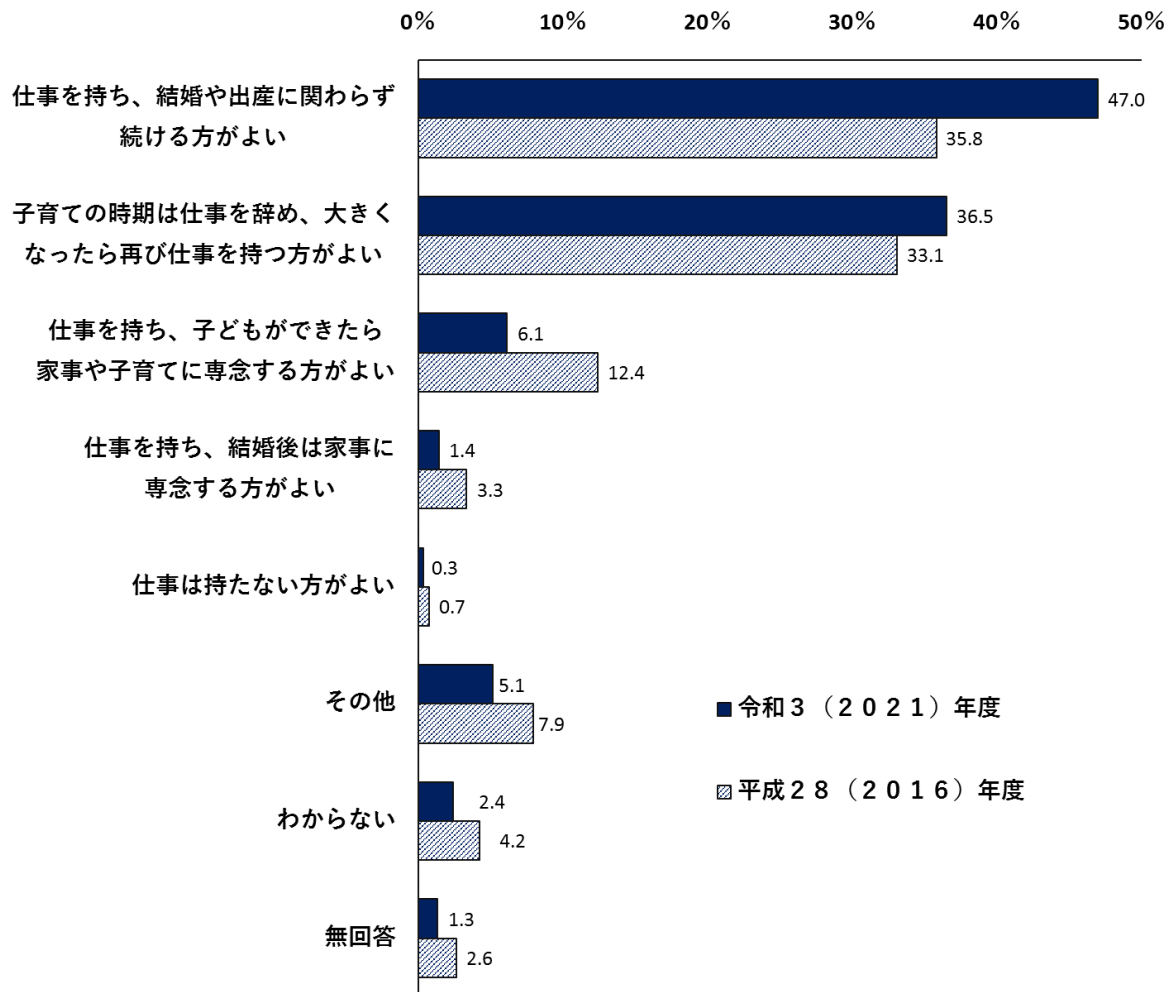
また、「仕事を持ち、子どもができたなら家事や子育てに専念するほうがよい」、「仕事を持ち、結婚後は家事に専念する方がよい」と回答した割合は、平成28（2016）年度の調査から減少しています。

一方で、「子育ての時期は仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が全体で2番目に多く、一時中断型の働き方を理想とする割合も増加しています。

■女性が仕事をもつこと

問：あなたは、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。

<有効回答数>平成28（2016）年度：983件
令和3（2021）年度：869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

(5) 女性の就業継続・再就職支援

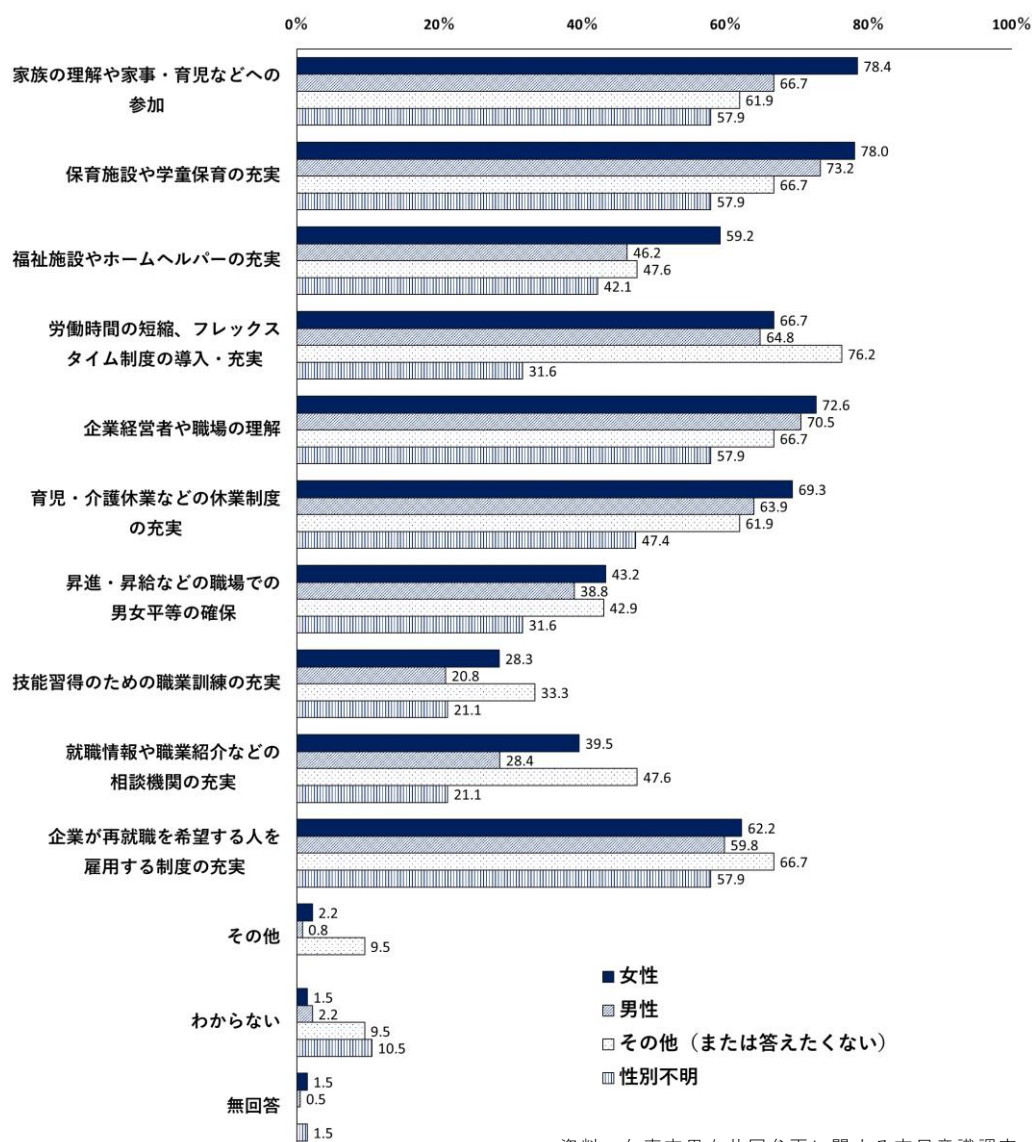
女性が結婚・出産後も仕事を続けるための支援について、女性では「家族の理解や家事・育児などへの参加」の回答が78.4%で最も多く、男性に比べ11.7ポイント高くなっています。

一方、男性では「保育施設や学童保育の充実」の回答が73.2%と最も多くなっています。

■女性の就業継続・再就職支援

問：あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるため、また、結婚や出産・介護などを機会に退職した女性が再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答可）

<有効回答数>女性：463件 男性：366件
 その他（または答えたくない）：21件 性別不明：19件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

(6) DV被害の相談の有無、相談先

配偶者等からの暴力（DV）の被害経験がある人のうち、誰かに「相談した」と回答したのは、全体の22.9%でした。性別で見ると、「相談した」と回答したのは女性が多く、男性の70%以上は「相談しようとは思わなかった」と回答しています。

「相談した」と回答した人の相談先を見てみると、「家族・親せき」が78.3%、「友人・知人」が60.0%と、身近な相手が多く、「市役所」や「配偶者暴力相談支援センター」等の相談機関と回答した人は少数でした。

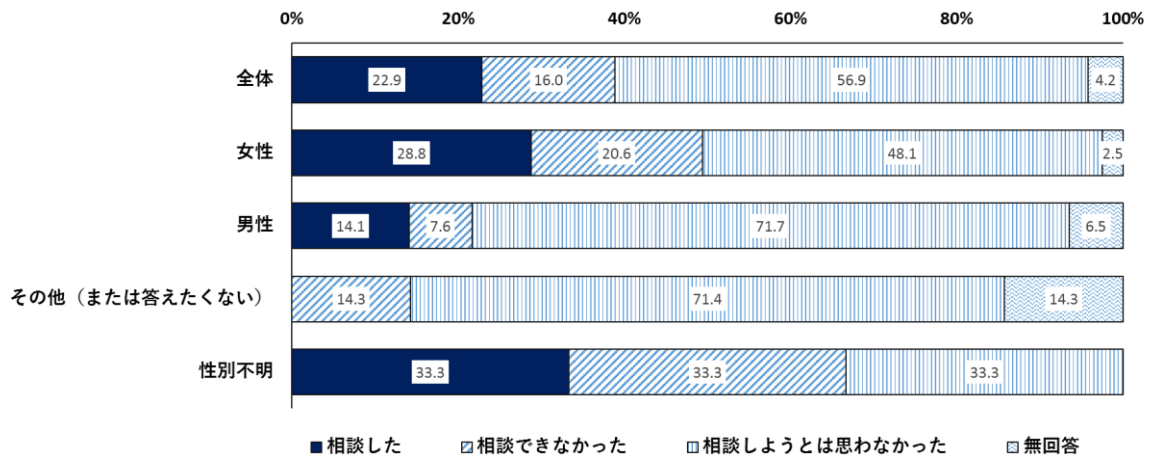
一方、「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と回答した人の理由は、「相談するほどではないと思ったから」が56.5%、次いで「自分に悪いところがあると思ったから」の36.6%となっています。

また、「誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから」が17.8%となっており、DV被害者が一人で悩みを抱え込むことなく、適切な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

■ DV被害の相談の有無

問：あなたは、相手から受けた行為について、誰かに相談しましたか。

<有効回答数>全体：262件 女性：160件 男性：92件
 その他（または答えたくない）：7件 性別不明：3件



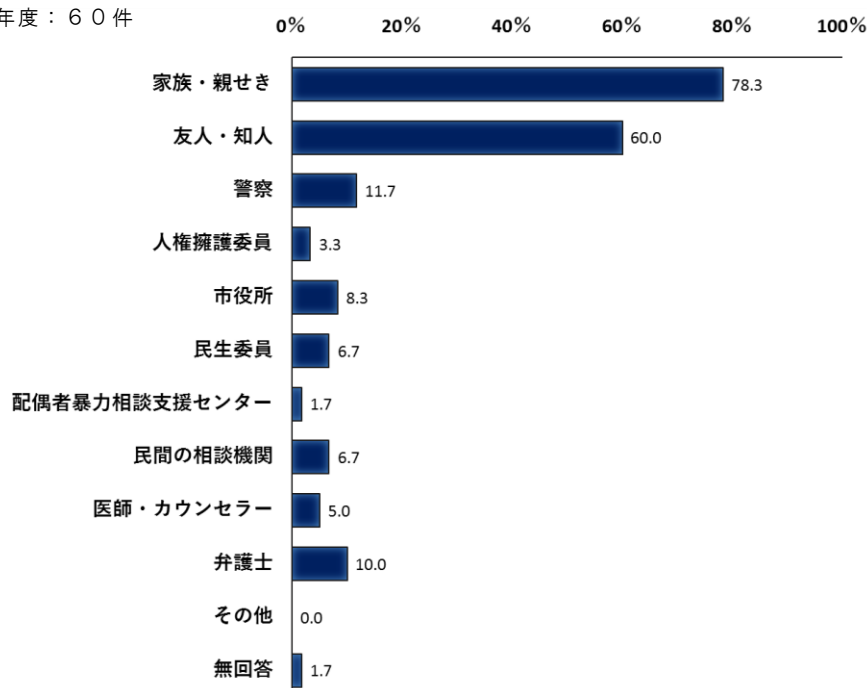
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

第1章 計画の策定にあたって

■ DV被害の相談先

問：あなたが、相談した人（場所）を教えてください。（複数回答可）

<有効回答数>令和3年度：60件

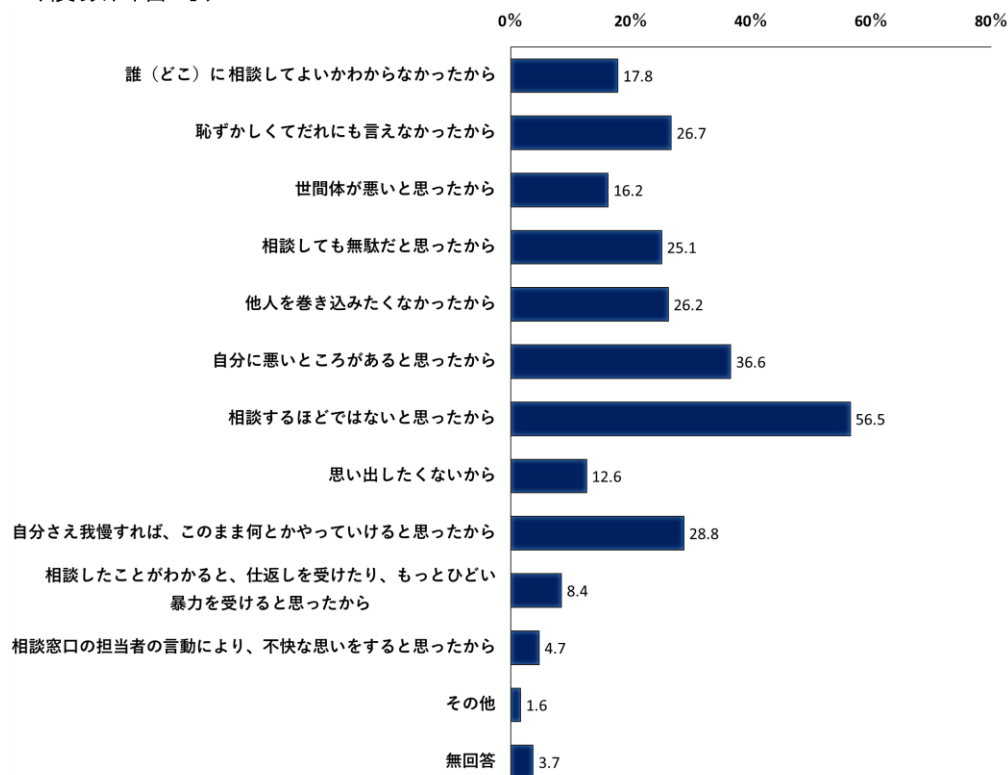


資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

■ DV被害を相談しなかった理由

問：あなたが、誰（どこ）にも相談できなかった理由はなぜですか。

（複数回答可） <有効回答数>令和3年度：191件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

(7) 男女共同参画に関する言葉の認知度

令和3(2021)年度では、「内容まで詳しく知っている」、「おおよそ知っている」、「言葉は聞いたことがある」を合わせた回答が最も多かったのは、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」(配偶者等からの暴力)で76.0%でした。

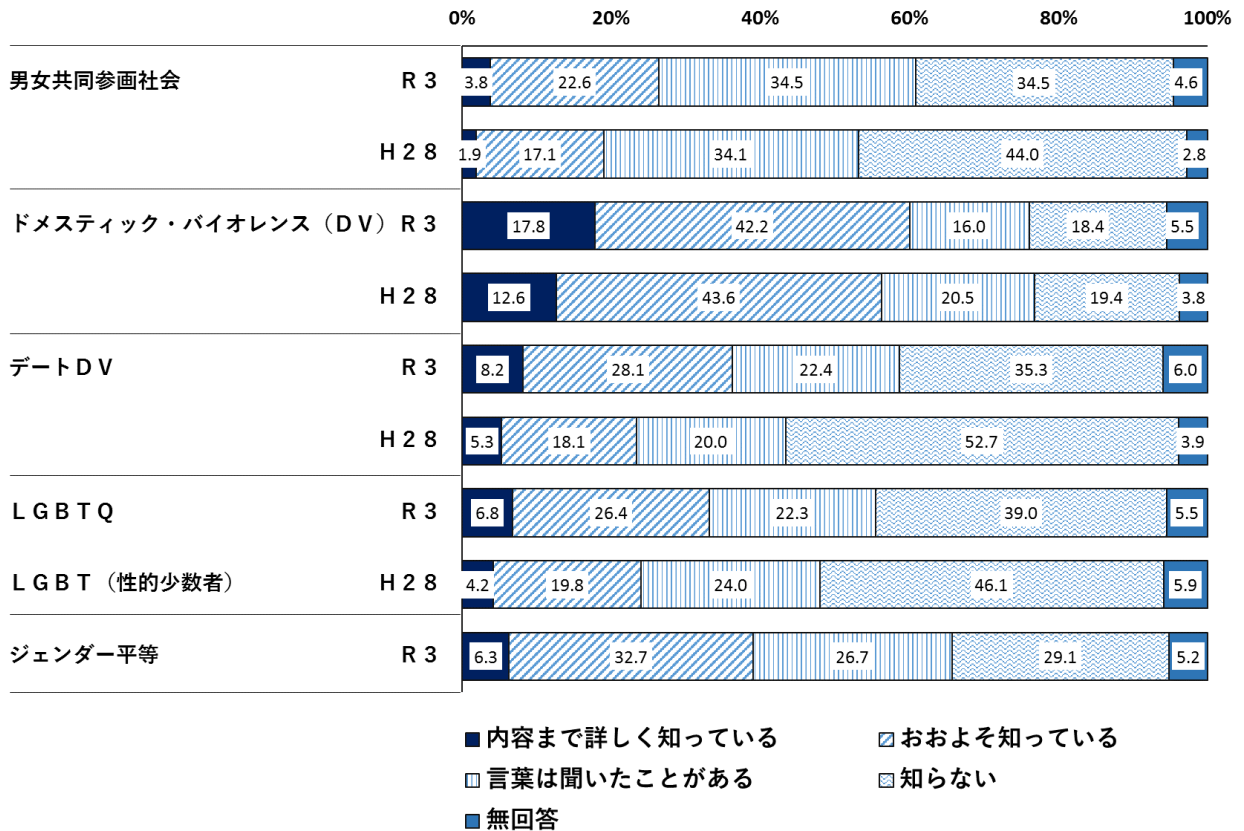
また、「男女共同参画社会」は60.9%で平成28年度調査から7.8ポイント増加し、「デートDV」(交際相手からの暴力)は58.7%で、平成28年度調査から15.3ポイント増加しています。

そのほか、「ジェンダー平等」は65.7%、「LGBTQ」は55.5%となっています。

■ 男女共同参画に関する言葉の認知度

問：あなたは、男女共同参画に関する言葉や、久喜市が取り組んでいる施策をご存知ですか。

<有効回答数>平成28(2016)年度：983件
令和3(2021)年度：869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度、令和3年度)

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「久喜市男女共同参画を推進する条例」に即した計画とするために、条例第3条に示された基本理念を踏まえ、次の7つを本計画の基本理念とします。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人として尊重され、能力を発揮する機会が確保されること

基本理念2 男女の主体的な活動の選択及び参画可能な環境の確保

男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること

基本理念3 男女の政策・方針決定過程への共同参画機会の確保

市における政策又は事業や地域の活動における立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること

基本理念4 家族を構成する男女の様々な活動への対等な参画促進

子育てや介護、その他の家庭生活における活動と、仕事などの社会生活における活動に、男女が対等に参画できるようにすること

基本理念5 性別による暴力の根絶

性別による暴力（配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント*その他の性別による暴力）が正しく認識され、そのような暴力が根絶されること

基本理念6 男女の性と生殖に関する健康と権利に対する配慮

妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女それぞれの意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること

基本理念7 国際的協調を下にした男女共同参画の推進

男女共同参画の理念形成について、国際的な動向も視野に入れること

2 計画を策定し推進するための基本的な視点

男女共同参画の取組みを総合的かつ計画的に進めるため、次の項目を基本的な視点として計画を策定しました。

(1) 社会情勢の変化に対応

少子高齢化の進行と人口減少、世帯構造の変化、共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化、自然災害の増加、ICT*の発展やSNS*の普及など、社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

(2) 課題の解決に向けた内容

令和3(2021)年10月に実施した市民意識調査の結果等、久喜市の男女共同参画に関する現状を踏まえ、課題の解決に向けた施策内容とします。

(3) 市民や事業者等の責務の明確化

「久喜市男女共同参画を推進する条例」に即した行動計画とするため、市、市民、事業者、教育に携わる者の責務をそれぞれ明確にします。

(4) 市民や事業者との協働

男女共同参画の施策の推進にあたっては、同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「協働体制」を築き上げることが大切です。そのため、市、市民、事業者との協働による男女共同参画の推進という視点に立った取組み内容を計画に盛り込みます。

(5) 実効性の確保

市、市民、事業者の「協働体制」の下で施策を推進するため、施策の具体的な目標と成果を分かりやすく示し、次の施策の推進につなげていくことが重要です。

そのため、具体的な数値目標を設定し、施策の推進状況を進行管理するとともに、「久喜市男女共同参画審議会」において、取組みの点検・評価を行い、実効性が確保できる内容とします。

3 計画の目標

本市では、「久喜市男女共同参画を推進する条例」の前文にうたわれているように、「将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市」を築いていくため、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあい、誰もが尊重される男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めています。

しかしながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*の欠如、固定的性別役割分担意識、家事・育児・介護の負担、DVなどの課題は依然として残っており、さらに多様な性のあり方の理解や、感染症に対応する「新しい生活様式」の定着など、新たな価値観や考え方が生じています。

様々な分野で男女共同参画を推進し、新しい価値観や考え方を尊重することは、男女を問わず能力の発揮につながり、その結果、男女が共に、家庭や職場、学校、地域などにおいて調和のとれた豊かな社会を築くことが可能となります。

本計画では、性別にとらわれず、すべての人が様々な分野で活躍できる社会の実現のため、次のとおり計画の目標を定め、施策を推進していきます。

目標 男女がいきいきと活躍できる社会の実現
～誰もが尊重され、認め合える社会へ～

4 目指す姿

「久喜市男女共同参画を推進する条例」や本計画の基本理念、基本的な視点を基に、本市の現状を踏まえたうえで、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、目指す姿Ⅱに係る部分について、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付け、目指す姿Ⅲ-4、Ⅲ-5に係る部分については、「DV防止法」に基づく基本計画（DV防止及び被害者支援に関する計画）として位置付けます。

目指す姿Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

目指す姿Ⅱ

あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

目指す姿Ⅲ

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

5 計画の体系

目標

男女がいきいきと活躍できる社会の実現

～誰もが尊重され、認め合える社会へ～

目指す姿

目指す姿Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

目指す姿Ⅱ

あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

目指す姿Ⅲ

すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策の柱

I-1 多様性を認め合う人権擁護の推進

重点施策

I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実

I-3 男女共同参画に関する国際理解の推進

II-1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

重点施策

II-2 仕事と家庭の両立支援の推進

II-3 働きやすい職場環境づくり

II-4 男女が共に担う地域社会づくりの推進

III-1 生涯を通じた健康支援

III-2 生活上の困難に対する支援

III-3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

III-4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進 【DV防止法に基づく基本計画】

重点施策

III-5 相談・支援体制の充実 【DV防止法に基づく基本計画】

施策の方向

- ① 人権尊重意識の啓発
- ② 人権擁護活動の推進

- ① あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進
- ② 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

- ① 男女共同参画の国際的取組みの情報提供

- ① 審議会等における女性の参画拡大
- ② 行政における女性職員の管理職への登用推進

- ① 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- ② 地域と家庭における男性の参画拡大
- ③ 子育てと介護の支援

- ① 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
- ② 女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

- ① 地域活動における男女共同参画の推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

- ① 生活上の様々な困難を抱えた女性などへの支援
- ② 外国人、高齢者、障がい者、性的少数者、犯罪被害者への支援と関係機関との連携協力

- ① 防災活動における男女共同参画の推進

- ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応
- ② 若年者に対する予防啓発活動の推進

- ① 被害者のための相談・支援体制の充実
- ② 庁内及び庁外の関係機関との連携強化

6 重点施策

男女共同参画を推進するための施策のうち、近年の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や本市のこれまでの取組み、市民意識調査結果等を踏まえ、より重点的な取組みが必要である次の3施策を、本計画の重点施策とします。

重点施策 I-2 男女共同参画推進のための啓発活動と男女平等教育の充実

女性の社会進出が進む一方で、市民意識調査の結果では、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、依然として、職場での待遇に男女差があることや、女性の家事・育児などの負担が大きいことがわかります。

また、男女平等意識の醸成には、自己形成期にあたる子どもたちへの教育や学習環境が大きな影響を及ぼすことから、子どもの頃からの男女平等教育は重要な役割を担っています。

家庭や職場、学校、地域など様々な場面において、男女平等意識の浸透を図るため、市民及び事業者、教育に携わる者等との連携・協働のもと、あらゆる機会を活用して啓発活動や情報提供の推進を図る必要があります。

- あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進
- 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
- 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

重点施策 II-2 仕事と家庭の両立支援の推進

「ワーク・ライフ・バランス」とは、人生の各段階に応じて多様な働き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和のとれた生活を送ることであり、男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

国の働き方改革の導入により、残業時間の規制、有給休暇取得の義務化など、ワーク・ライフ・バランスの推進に一定の効果がありましたが、依然として、家庭や職場、学校、地域に固定的役割分担意識が残っており、希望する働き方を選択する上での支障となっています。

市民意識調査の結果においても、現状では、男性は「仕事」「家庭生活」、女性は「家

庭生活」を優先していると回答した方の割合が多いですが、理想は、男女ともに「家庭生活」「地域活動・趣味・娯楽」を優先したいと考えている方の割合が多くなっています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの希望する働き方で、その能力を十分に発揮することができる環境づくりを進める必要があります。

- 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 地域と家庭における男性の参画拡大
- 子育てと介護の支援

重点施策 III-5 相談・支援体制の充実

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DV被害者の多くは女性です。その予防と被害者支援のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していく上での重要な課題となります。

市民意識調査の結果では、「平手でなぐる、足でける」「なぐるふりをして、おどす」「嫌がるのに、性的な行為を強要する」という暴力を1、2度受けた経験のある方は、すべて女性の回答の割合が、男性の回答の割合を大きく上回っています。

本市のDV相談事業、女性相談事業においても、DV被害をはじめとした複合的な課題に早期に対応し、被害者を支援できるよう、庁内外の関係機関との連携を強化し、相談体制及び支援体制の充実を図る必要があります。

- 被害者のための相談・支援体制の充実
- 庁内及び庁外の関係機関との連携強化

7 目標数値

目指す姿	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 令和9年度
I 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤の 整備	女性の悩み相談利用率	人権推進課調べ	74.0% (令和3年度)	100%
	男女共同参画社会の周知度	市民意識調査	60.9% (令和3年度)	80%
	「男は仕事、女は家庭」という考えを見直す意識（考えに同感しない人の割合）	市民意識調査	53.3% (令和3年度)	80%
	社会全体の中で男女平等と感じる人の割合	市民意識調査	15.7% (令和3年度)	30%
	職場の中で男女平等と感じる人の割合	市民意識調査	26.9% (令和3年度)	40%
	家庭生活で男女平等と感じる人の割合	市民意識調査	37.6% (令和3年度)	50%
II あらゆる分野 で男女が活躍 できる環境の 整備	市の審議会等における女性委員の登用率(全体の審議会等委員総数の女性登用率)	人権推進課調べ	38.8% (令和4年4月1日)	50%
	保育所待機児童数	保育課調べ	0人 (令和4年4月1日)	0人
	男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合	市民意識調査	59.6% (令和3年度)	80%
III すべての人が 安心・安全に 暮らせるまち づくり	がん検診延受診者数	中央保健センター調べ	31,138人	37,000人
	自主防災組織の組織数	消防防災課調べ	163 (令和3年度)	175
	地域包括支援センター相談者数	高齢者福祉課調べ	36,334人 (令和3年度)	37,500人
	デートDVの周知度	市民意識調査	58.7% (令和3年度)	80%
	DV被害者のうち、誰かに相談した人の割合	市民意識調査	22.9% (令和3年度)	50%

第 3 章

計画の内容

目指す姿Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会とは、男女が互いを認めあい、共に個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあう社会のことです。

平成11（1999）年には、国において男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等の視点に立った法律や制度は、着実に整備され、それとともに男女の意識も変化してきています。

また、男女が個人として尊重され、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を発揮できる生き方が尊重される必要があります。

本市では、平成22（2010）年9月に「久喜市男女共同参画を推進する条例」を施行し、男女共同参画を推進していく上での基本理念の一つとして「男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」とうたっており、男女の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

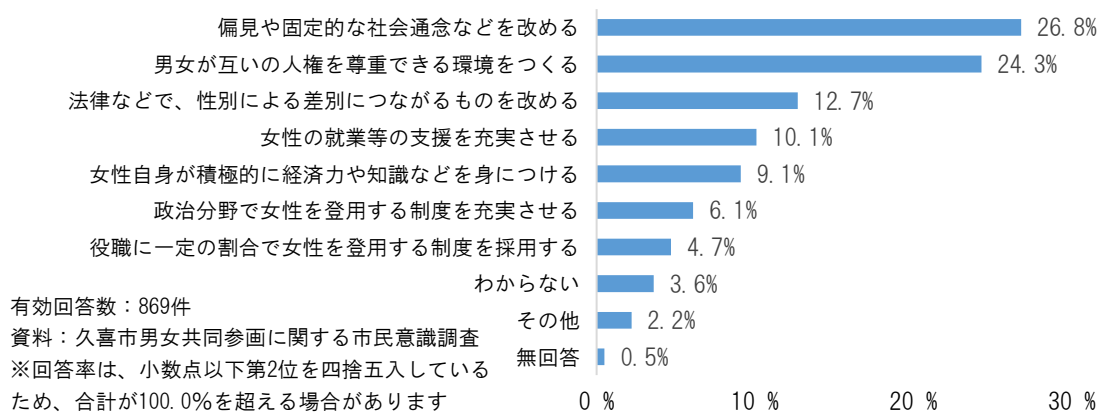
市民意識調査によると、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うことは、「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」が26.8%と最も多い結果となっています。

そのため、従来の性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）にとらわれることなく、市民一人ひとりが多様な生き方を理解するとともに、お互いの人権の意義や重要性を認識することができるよう、より一層市民への啓発や教育を充実していくことが求められます。

また、男女共同参画をめぐる世界的な動向を知ることにより、理解を深めることも必要です。

■男女が平等になるために重要なこと

（今後、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。）



施策の柱 I - 1 多様性を認め合う人権擁護の推進

施策の方向① 人権尊重意識の啓発

男女が共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる社会づくりを進めるためには、個人の人権が尊重されるとともに、LGBTQ+と呼ばれる性的少数者を含む多様な性のあり方が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにすることが重要です。

すべての人が性別や年齢にとらわれることなく互いに十分理解しあい、それぞれの人権を尊重し、相手への思いやりと自己に対する尊厳をもち、豊かな人生を送ることができるよう、人権尊重意識の啓発活動を充実させます。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11101	人権意識の高揚	個人の人権と男女平等を基礎とした人権意識の高揚を図り、互いの人権と多様な価値観を尊重することの重要性について啓発を行う。	人権推進課 生涯学習課
11102	人権週間などにおける啓発活動の推進	人権週間(12/4～12/10)などの機会を捉え、個人の人権と男女平等を基礎とした人権の尊重についての啓発活動を行う。	人権推進課
11103	生命を尊重する教育の推進	道徳や総合的な学習の時間などを通して、生命を尊重する教育を推進する。	指導課
11104	性の多様性を尊重した啓発活動の実施	多様な性のあり方を尊重し、性的少数者に対する差別や偏見をなくすため、様々な情報を広く周知し啓発活動の推進を図る。	人権推進課

施策の方向② 人権擁護活動の推進

男女がお互いの人権を尊重し、理解を深めていくためには、自らに保障された権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得ることも重要です。

そのため、あらゆる機会において人権擁護の視点について啓発するとともに、人権が侵害された場合の相談体制の充実を図り、人権擁護活動を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11201	人権・女性相談事業の充実	日常生活における様々な困りごとや悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」を本庁及び各総合支所で実施する。また、相談員の相談研修への参加を促進するなど相談事業の充実を図る。	人権推進課
11202	女性の悩み(カウンセリング)相談事業の充実	配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に応じるため、カウンセラーによる女性の悩み(カウンセリング)相談を実施する。	人権推進課

■ 人権相談・女性相談案内

「みんなで築こう 人権の世紀」
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

じんけんそうだんじょ

人権相談所開設のお知らせ

日ごろ 困りごと や 悩みごと はございませんか
じんけんようごいじん
人権擁護委員 が相談に応じます

※人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人た5で、久喜市には16名の人権擁護委員がいます。

- * 子どもの人権 (いじめ、児童虐待、体罰、不登校等)
- * 家庭内のちめごと (離婚、相続、扶養等)
- * 高齢者の虐待
- * 障がい者理由とする偏見・差別
- * 外国人の人権
- * 近隣とのトラブル (騒音、悪臭、嫌がらせ等)
- * 同和問題
- * 女性の人権 (配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、男女の差別、デートDV等)
- * セクシュアリティに関する事
- * インターネットによる人権侵害、プライバシーの侵害
- * 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別

* その他、色々なちめごとなどでお困りの方は、お気軽にお出かけください。

相談は無料・秘密は厳守いたします

名称	場所	相談日時	問合せ先
人権相談 女性相談	久喜総合文化会館等	毎月原則10日 13:15～16:15	0480(22)1111 (内線2326)
人権相談 女性相談	葛瀬総合支所	毎月原則第3水曜日 13:30～15:30	0480(85)1111 (内線216)
人権相談 女性相談	栗積総合支所	毎月原則第3木曜日 13:30～15:30	0480(53)1111 (内線323)
人権相談 女性相談	鷺宮総合支所	毎月原則第4月曜日 9:30～11:30	0480(58)1111 (内線115)
人権相談	さいたま地方法務局 久喜支局	毎週月・木曜日 9:00～16:00	0480(21)0215

※人権相談・女性相談は、久喜市内在住・在勤・在学に限らず、また、お住まいの地区に関わらず、どなたでも、どの相談所でもお受けします。

主催 久喜市人権擁護相談所・久喜市・久喜市人権擁護委員協議会・久喜部会

重点施策

施策の柱 I - 2 男女共同参画推進のための啓発活動と 男女平等教育の充実

施策の方向① あらゆる機会を活用した啓発活動の充実・情報提供の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別に基づく固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）による影響が生じないように、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための啓発活動を積極的に展開することが求められます。

そのため、引き続き、男女平等意識の定着と男女共同参画社会の形成促進を図るため、男女共同参画推進月間における重点的な啓発活動や、様々な媒体を利用した情報提供を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12101	男女共同参画推進月間等における啓発事業の実施	男女共同参画社会実現の推進を図るため、男女共同参画推進月間などの機会を通して、啓発事業を重点的に行う。	人権推進課
12102	男女平等意識や男女共同参画意識を育む講座等の開催	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催する。また、参加型講座の設定や啓発ビデオの上映など講座内容の充実を図る。	人権推進課 生涯学習課
12103	情報紙や広報紙等による男女共同参画に関する情報の提供	情報紙そよかぜや広報紙、市ホームページなど様々な広報媒体を活用するとともに、各年代に合わせた男女共同参画に関する情報の提供を行う。また、庁内ネットワークを活用し、職員に対しても男女共同参画に関する情報を提供する。	人権推進課
12104	男女共同参画を身近に学べる機会の提供	地域の実情に合わせて男女共同参画に関する理解や認識を深められるよう、市民を対象とした体験学習や施設見学を実施する。また、セミナー委託事業や各学習会において、市の男女共同参画の取組みを短時間で紹介するワンポイント講座を開催する。	人権推進課

第3章 計画の内容

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12105	男女共同参画ミニ白書の作成	久喜市の男女共同参画に関する現状を総括的に把握するため、多角的な視点から男女共同参画の現状をまとめたミニ白書を作成する。	人権推進課
12106	男女共同参画関連図書等の整備及び各種情報の提供	様々な男女共同参画関連図書や資料を選書・収集し、広く市民に情報提供を行う。さらに、リクエストサービスや他自治体図書館から資料の取り寄せを行い市民の要望に応える。	生涯学習課
12107	市民参加による男女共同参画啓発資料の作成	市民との協働により男女共同参画啓発に関する資料を作成する。	人権推進課
12108	男女共同参画の視点に立った講座の開催	各種学習機会の中で、男女平等の視点を取り入れた講座や、男女共同参画の視点に立った講座を開催する。	人権推進課 中央公民館
12109	若年層向け啓発の推進	男女平等観の形成や男女共同参画意識の定着化を図るため、若年層向けの啓発チラシやパンフレットを配布することにより啓発の推進を図る。	人権推進課
12110	メディア・リテラシー*の向上につながる啓発活動の推進	メディアが送り出す男女の固定的なイメージの情報や、女性の性的側面の強い表現などを、無批判に受け入れるだけでなく、それら情報を主体的に読み解き、選択し、使いこなす力（メディア・リテラシー）を身につけるための啓発活動を推進する。	人権推進課
12111	ジェンダー平等の視点に立った各種情報や学習機会の提供	固定的役割分担意識の解消やジェンダー平等の視点に立った意識の定着化を図るため、各種情報や学習機会を提供する。	人権推進課

■ 男女共同参画情報紙「そよかぜ」

久喜市 男女共同参画情報紙
そよかぜ SOYOKAZE 第12号
 あなたが暴力を受けている理由はありません！
 ◆ 全国の人権機関から DV 相談件数が増えています。 ◆ 加害者、被害者から受けた暴力について、原因はさまざまです。 ◆ 加害者、被害者から受けた暴力について、原因はさまざまです。 ◆ ジェンダーバイアス（男女の役割についての根深い偏見・固定観念）

施策の方向② 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進

家庭や地域、職場など様々な場における男女共同参画を進めていくためには、行政だけではなく、市民及び事業者との連携、協働が不可欠です。

男女共同参画の施策の推進にあたっては、それぞれの立場で自らの問題として捉えることができるよう、市内で活動を行っている団体等の自主的な活動・事業実施などの支援を含めて、団体間の交流や連携の強化を図りながら、男女共同参画を推進する市民団体等との協働体制を整備します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12201	活動団体の支援とPRの強化	男女共同参画推進月間に女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜との共催による事業を開催し、団体活動の展示・発表の場を設け、活動団体の支援とPRを行う。	人権推進課
12202	女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜の活動支援	男女共同参画を推進する女(ひと)と男(ひと)いきいきネットワーク久喜の団体間交流や連携が円滑に行えるよう、活動を支援する。	人権推進課
12203	活動団体への活動拠点の提供	ふれあいセンター久喜の利用団体として登録している女性団体に対し、活動の拠点(女性団体活動支援事業室)の提供を図る。	社会福祉課
12204	セミナー・講演会等委託事業	男女共同参画に関するセミナー、講演会等の企画・運営・報告まで行う団体等を公募し、委託により事業を実施する。	人権推進課

■ ^{ひと}女と^{ひと}男いきいきネットワーク久喜との共催イベント「^{ひと}男と^{ひと}女のつどい」



施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女平等教育は、子どもの頃から男女が互いを尊重しあい、協力しあう意識をはぐくむという重要な役割を担っています。

市民意識調査によると、男女共同参画推進のために学校教育の場で力を入れる必要があることは、「日常の活動の中で、ジェンダー平等意識を育てる指導をすること」が65.9%で最も高く、次いで「教職員へのジェンダー平等研修を充実させること」となっています。

こうしたことから、保育所、幼稚園、学校における男女平等教育を推進するとともに、保育士や教職員に対する男女平等意識の啓発を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12301	人間尊重に基づいた性教育の推進	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、各教科や道徳、特別活動などの教育活動を通して、人間尊重に基づいた性教育を推進する。	指導課
12302	人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進	男女平等の視点に立って、園児や児童生徒の班編成、学用品の選定、日常の言葉遣い、運動種目、保護者欄の記入などについて見直しを行うとともに、各種名簿等への男女混合名簿の使用を拡大し、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図る。	保育課 学務課 指導課
12303	一人ひとりの個性を生かす生活指導等の実施	人権尊重に基づき、様々な学校行事、課外活動、進路指導、生活指導などにおいて、一人ひとりの個性を生かす指導を実施する。	保育課 学務課 指導課
12304	保護者に対する意識啓発の充実	P T A や保護者会を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課 生涯学習課
12305	教職員などへの男女共同参画に関する意識啓発の推進	教職員や保育士に対し、男女平等や男女共同参画に関する意識啓発及び研修の充実を図る。	保育課 学務課 指導課

施策の柱 I - 3 男女共同参画に関する国際理解の推進

施策の方向① 男女共同参画の国際的取組みの情報提供

男女共同参画推進に関する施策は、国際的な男女共同参画推進の動向と密接に連動しています。男女共同参画に関する先進国の事例などを広く情報提供するとともに、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に関して、「久喜市SDGs取組方針」を踏まえた取組みを進め、市民等が理解を深めることができる機会を提供します。

【具体的取組】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
13101	男女共同参画に関する国際的な取組みの提供	男女共同参画に関する国際的な施策について情報収集し、先進国の取組みをホームページへ掲載することなどにより、意識啓発を図る。	人権推進課

目指す姿Ⅱ あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け】

男女共同参画の推進には、男女がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができ、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる環境にあることが重要です。

特に、女性の活躍が進むことは、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進を図る必要があります。

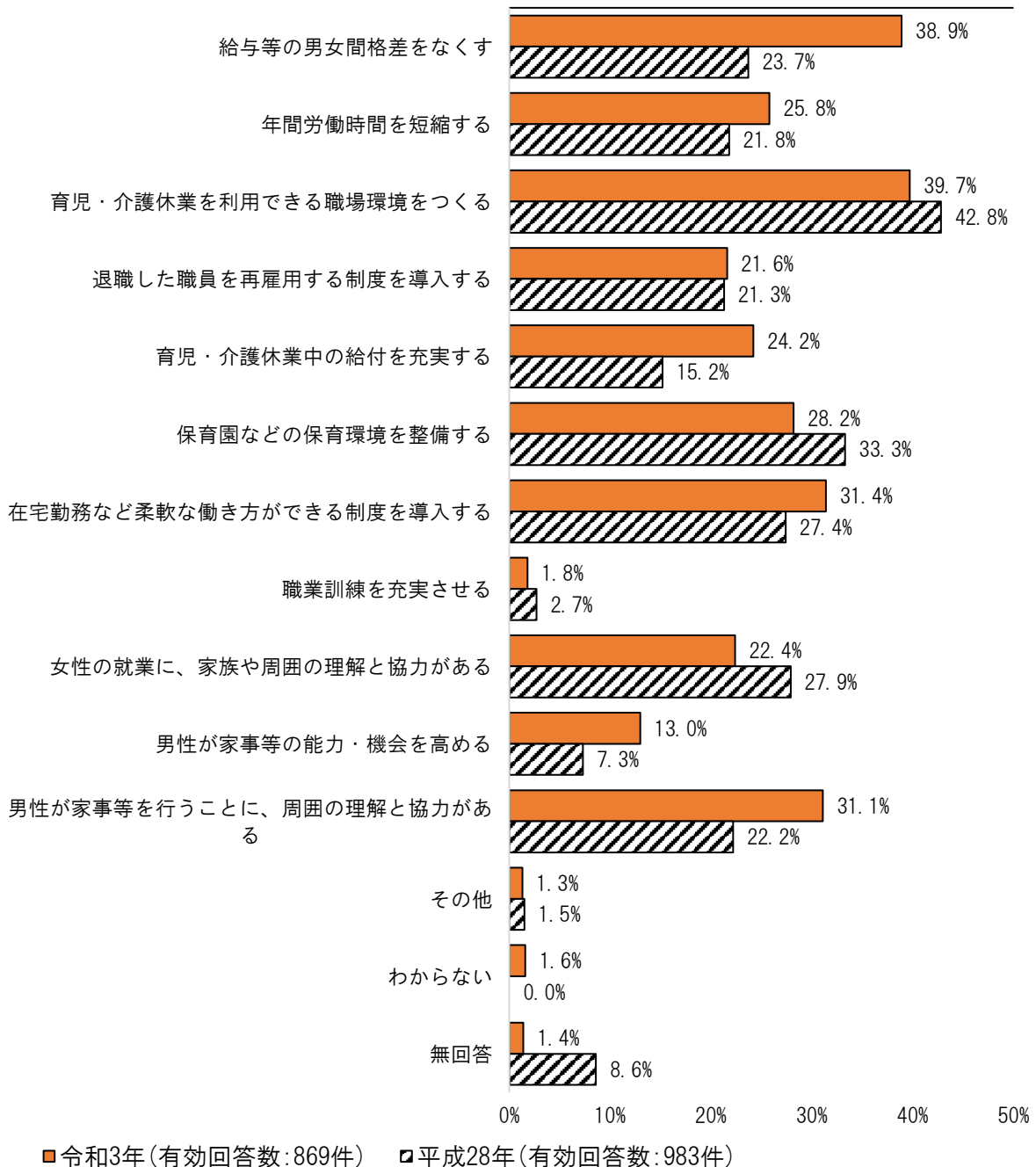
市民意識調査によると、女性が職業をもつことについて、「仕事を持ち、結婚や出産に関わらず続けるほうがよい」との回答が47.0%と最も多い結果となっています。また、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要だと思うことは、「代替要員の確保など、育児・介護休業を利用できる職場環境をつくること」との回答が39.7%と、平成28（2016）年の調査（42.8%）から引き続き、最も多い結果となっています。

このような意識のもとで女性の活躍が進むことは、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進を図る必要があります。

こうしたことから、本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、女性の活躍を推進するため、男女共に働きやすい環境を整備するとともに、仕事と家庭の両立を支援する取組みを推進します。

■男女の就業・仕事について

(男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

施策の柱Ⅱ－1 政策・方針決定過程における 男女共同参画の推進

施策の方向① 審議会等における女性の参画拡大

市の政策・方針決定の場に男女が対等な構成員として参画し、多様な視点からの意見が十分に反映されることは、少子高齢化や人口減少の進行、価値観の多様化が進む中で、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

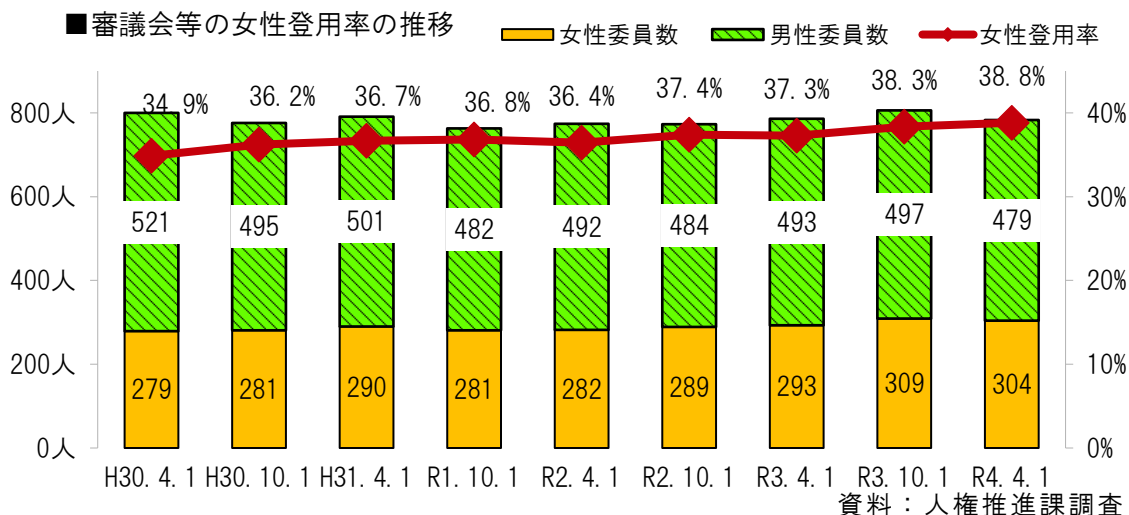
しかしながら、政策・方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえず、本市では、男女が対等に政策・方針決定過程に共同して参画する機会を確保し、女性の参画拡大が進展するよう、積極的に女性の登用推進を図ってきました。

本市の附属機関等の委員の委嘱にあたっては、久喜市市民参加条例に基づき、「各附属機関の男女の構成比率は、男女いずれの委員数も委員総数の30%以上とする。」としています。そのような中で、審議会等の委員における女性委員の登用率は、令和4（2022）年4月1日現在では38%を超えていますが、政策・方針決定過程における女性の参画は、まだ十分とは言えません。

分野によっては女性委員が少ない審議会等や女性委員がいない審議会等があり、男女共同参画の視点から、さらなる女性の参画を推進する必要があります。

市民意識調査によると、女性の進出を進めていくために必要なこととして、「女性の採用・登用などへの目標設定、女性の進出を促す計画を策定する」が60%を超えており、具体的な目標設定や計画策定が求められています。

本市では、審議会等における女性の参画拡大に向けて、「一つの審議会等の女性委員の比率は30%以上、また、市全体の審議会等の総数の女性登用率を50%とする」ことを目標として、引き続き取組みを推進します。



【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21101	女性の市政参画意識の促進	行政や議会に対する女性の参画意識や理解を深めるため、女性の意見や要望等を市政に反映させる機会を提供するとともに、実施状況を市ホームページなどで周知する。	人権推進課
21102	政策参画講座の開催の情報提供	女性の政策・方針決定の場への参画を促進するため、政策参画講座開催の情報提供を行う。	人権推進課
21103	女性登用の推進	市の政策・方針決定過程における性別による偏りのない審議会運営を目指すため、各審議会等において積極的に男女の均衡を図り、女性委員ゼロの審議会等の解消を目指し、全体の審議会等の女性登用率が50%を達成できるよう関係各課へ働きかける。また、女性委員登用状況調査を、年2回実施して、その結果を市ホームページ等により公表する。	人権推進課
21104	女性の登用推進に関する要綱の遵守	「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」の周知徹底を図るとともに、委員選任時における男女共同参画人材リストの活用や、団体等への委員選任依頼時における女性委員推薦協力依頼の実施など関係各課へ働きかける。	人権推進課
21105	男女共同参画人材リストの活用	男女共同参画人材リストの活用を図るため、庁内各所属所に活用を促すとともに、市内公共施設に公開人材リストを設置し、広く市民に周知を図る。また、各所属所において審議会等委員選任時や市主催の講演会・講座等の講師を選定する際に、積極的に活用するよう促す。	人権推進課
21106	一附属機関における男女の構成比率の遵守	「久喜市市民参加条例」に規定されている、附属機関の委員の選任における男女の構成比率(男女いずれの委員数も委員総数の30%以上)を遵守するよう関係各課へ働きかける。	市民生活課 人権推進課

施策の方向② 行政における女性職員の管理職への登用推進

市の男女共同参画の推進を図るためには、職員一人ひとりが、男女共同参画の必要性を認識する必要があります。

また、各分野における男女共同参画の取組みを積極的に推進することが重要であり、全庁を挙げて横断的に取組みを実施することで成果が期待できます。

そのほかにも、職域により男女差を設けない視点をもつことや女性職員を積極的に管理職として登用推進することは、市内の民間事業所や市内で活動する各種団体の運営などに対して、男女共同参画社会についての意識啓発を図るうえで必要です。

本市の職員全体の男女比は、令和3（2021）年4月1日現在で、男性が58.8%に対して女性は41.2%となっていますが、課長補佐級相当職以上の職員における女性の割合は20.9%となっています。

引き続き、行政における女性職員の管理職への登用を推進し、男女の職員があらゆる分野で対等に参画できるよう、取組みを進めます。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21201	女性職員の管理職への登用推進	女性の幹部職員としての育成を図りながら、管理職への積極的な登用に努める。	人事課
21202	働く女性のためのステップアップ支援	女性の各ライフステージにおける仕事への不安を解消するための研修やメンター制度*等を実施するとともに、学習機会の情報提供等を図る。	人事課 人権推進課

重点施策

施策の柱Ⅱ－2 仕事と家庭の両立支援の推進

施策の方向① 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実

家庭で男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの自覚と積極的な参画が必要です。

ライフスタイルが多様化する中、国においても働き方改革を推進するための関係法令が順次施行されるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られていますが、依然として男性中心の労働慣行が残っており、長時間労働が課題になっています。

市民意識調査によると、仕事を優先した生活を理想としている男性は23.5%ですが、現状では61.2%の男性が仕事を優先した生活を送っています。また、男性と女性を合わせた全体を見ると、地域活動等を優先した生活を理想としている方は57.9%ですが、現状では30.4%と、大きな乖離があります。

家庭における出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスを社会が支援していくことが、ますます重要となっていることから、家庭における男女共同参画を推進する取組みの充実を図ります。

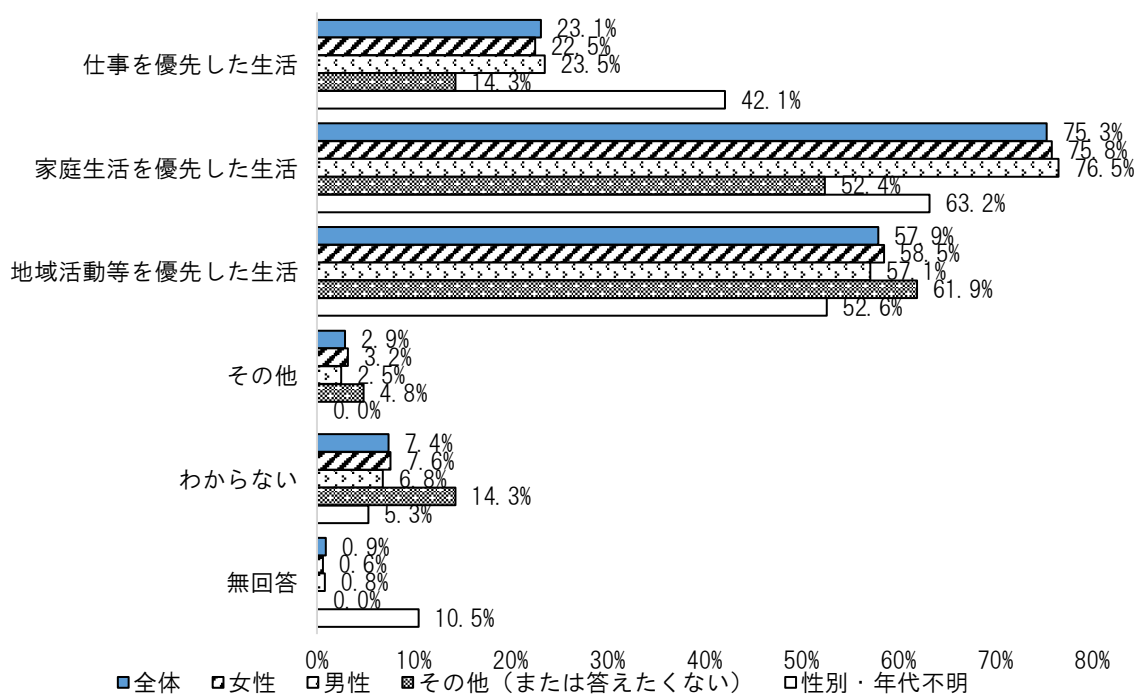
【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22101	家族で参加できる行事や講座等の開催	よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族で参加できる講座等を開催する。	子ども未来課 中央保健センター
		よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族単位で活動する機会が増えるよう、親子や家族で参加できるスポーツ大会や教室などを開催する。	スポーツ振興課

第3章 計画の内容

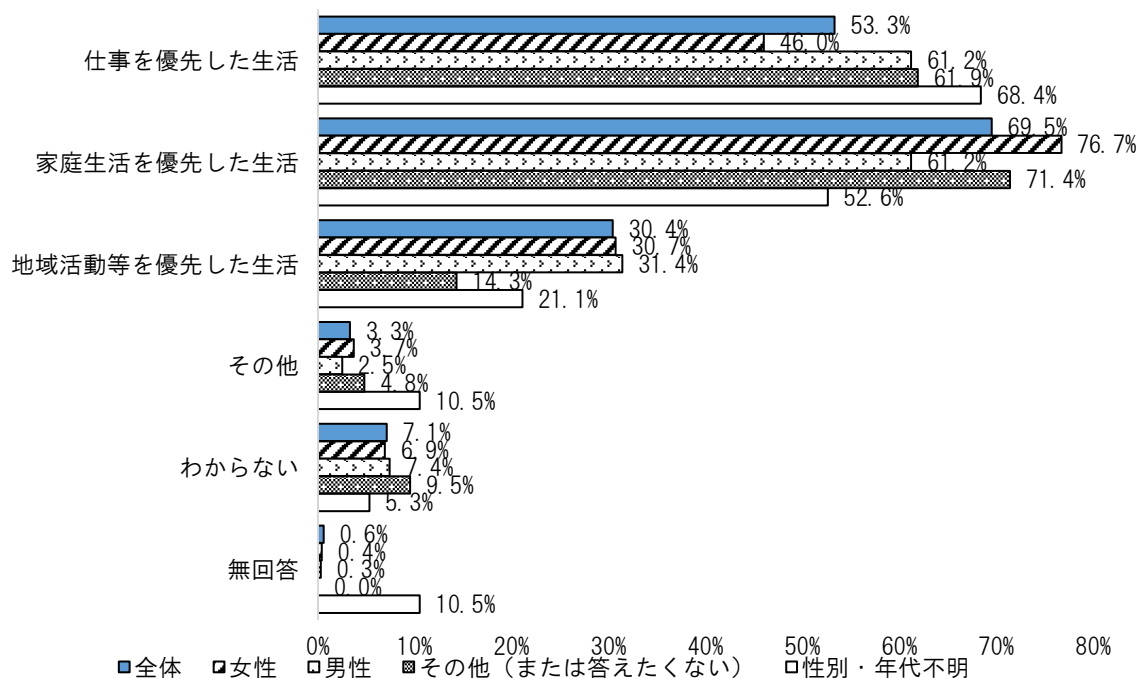
■仕事と生活の調和 理想

(仕事と生活のバランスについて、あなたが優先したいと思うものをお答えください。)



■仕事と生活の調和 現状

(仕事と生活のバランスについて、あなたの現状で優先しているものをお答えください。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【令和3(2021)年】

有効回答数：869件

※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

施策の方向② 地域と家庭における男性の参画拡大

女性活躍の推進に向けて、女性が就業を継続したり、復職したりするためにも、男性が豊かな人生を送るためにも、地域と家庭における男性の参画拡大を図る必要があります。

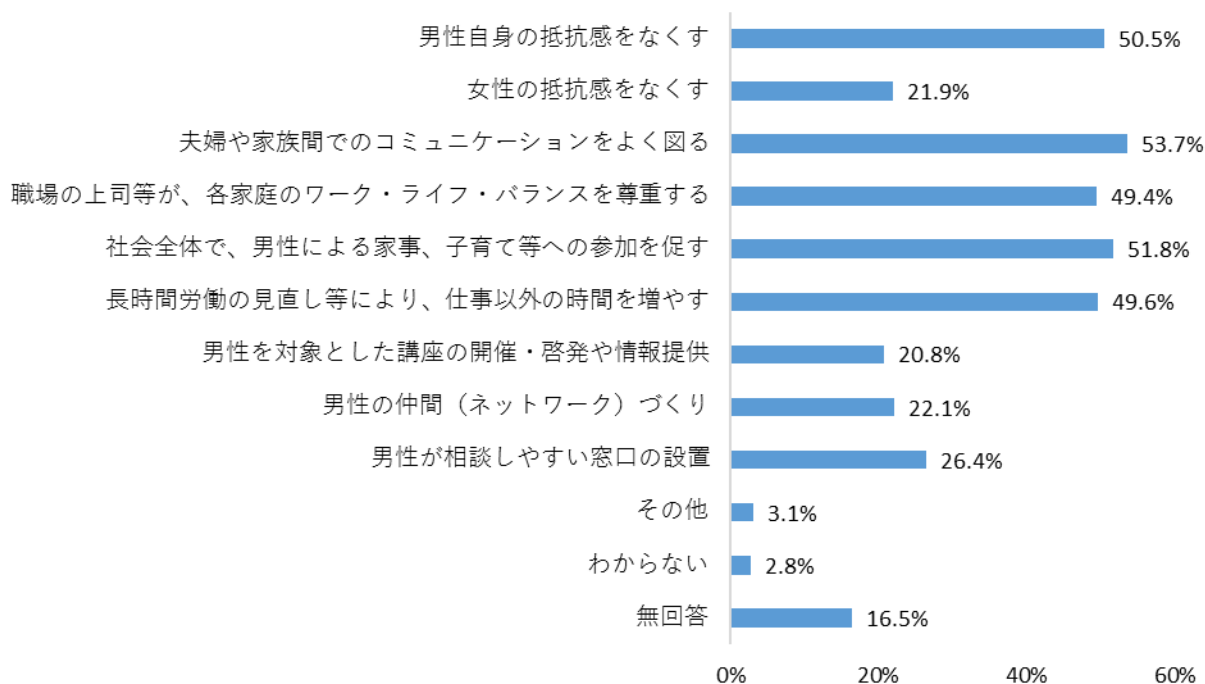
市民意識調査によると、男性の地域活動や家庭生活への参加を進めていくためには「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が53.7%を占めています。次いで、「社会全体で男性の参加を促す」、「男性自身の抵抗感をなくす」、「長時間労働の見直し等により、仕事以外の時間を増やす」と続いており、働き方の見直しや制度の普及等の推進を図るとともに、男性自身の意識改革が求められています。

また、男性が育児休業を取得することについて、「積極的に取得した方がよい」と回答した人は全体の59.6%でした。性別で見ると、女性の62.6%に対し、男性は56.6%となっています。男性が育児休業を取得することについて、男性自身はもちろん、社会全体の理解が広まるような取組みを推進していく必要があります。

そのため、男性が参加しやすい講座や行事の開催、男性の育児休業取得に関する情報提供等の充実を図り、男性の地域活動や家庭生活への参画を促進します。

■男女の就業・仕事について

(今後、特に男性が、家事・子育て・介護・地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。) 有効回答数:869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【令和3（2021）年】

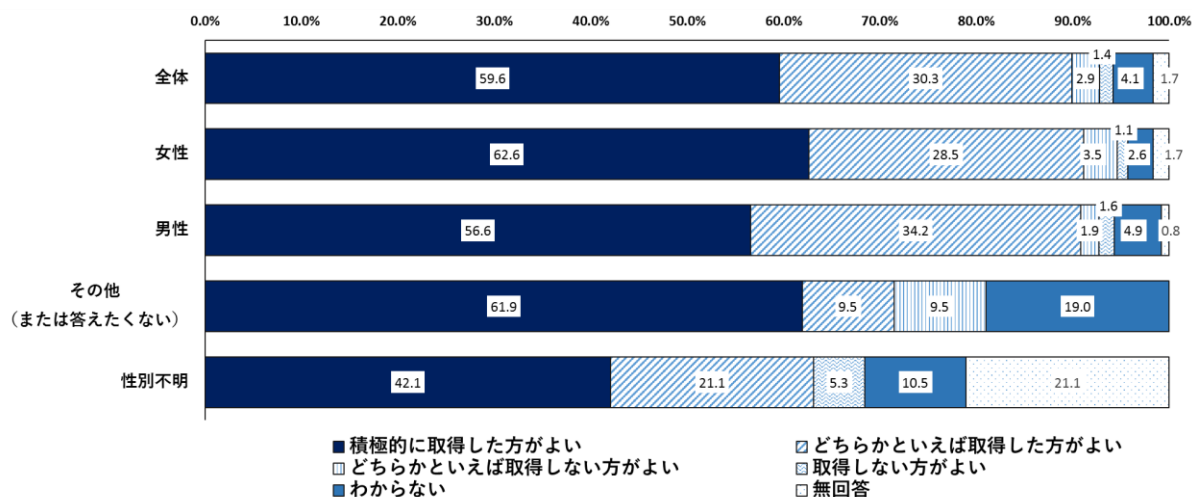
※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

第3章 計画の内容

■男性の育児休業取得

(男性が、育児休業を取得することについて、あなたはどのように思いますか。)

<有効回答数>全体：869件 女性：463件 男性：366件
 その他(または答えたくない)：21件 性別不明：19件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22201	男性に対する啓発の推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の充実を図る啓発活動を推進する。	人権推進課
22202	父親の子育て参加の促進	父親がイベントや行事、講座を通して子どもとふれあうことで、子育ての喜びや楽しみを見出す機会の充実を図り、父親の子育てへの参加を促進する。	子ども未来課 保育課
		母子健康手帳の交付に併せ、父子健康手帳の配布、ママ・パパ教室での育児学習を通じて、父親の育児参加を促す。	中央保健センター
22203	育児・介護休業法等の制度の周知	仕事と育児や介護を両立していくための支援制度などの情報提供を行う。	人権推進課 関係課

施策の方向③ 子育てと介護の支援

性別や就労の有無に関わらず、多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てと介護ができる生活を実現するためには、社会全体で子育てと介護を支えるという基本的な考えのもとで支援することが必要です。

市民意識調査によると、男女共同参画実現に向けた市の施策として、「女性も男性も対等に仕事と家庭の両立ができるよう、育児や介護サービス等の福祉を充実する」が64.7%を占め、平成28（2016）年の調査（57.2%）から引き続き、最も多い結果となっています。

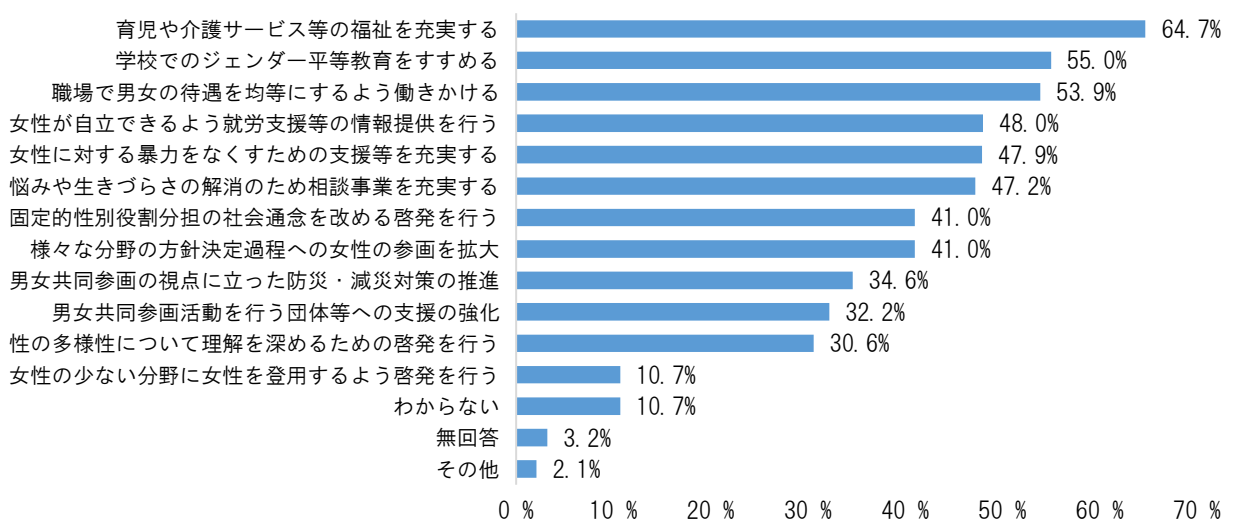
本市の子育て環境の充実については、働きながら安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、育児に関する相談支援体制を整備しています。

また、本市では、高齢者や障がい者（児）が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支援体制の構築を継続して進めています。

今後も引き続き、子育てをしている家庭や、高齢者や障がい者（児）の家族及び介護者等の仕事と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できるよう、あらゆる分野の関係機関との連携強化を図るとともに、仕事と家庭の両立に不安を抱える方のための相談体制の充実を図るなど、子育てと介護の支援施策の積極的な推進を図ります。

■ 男女共同参画に向けた市の施策

（「男女共同参画社会」を実現していくために、今後、久喜市ではどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。） 有効回答数:869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【令和3（2021）年】

※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

第3章 計画の内容

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22301	保護者の行事等への参加に対する配慮	就労している保護者も学校行事等に参加しやすくなるよう、保育・授業参観、保護者会等の行事を土日に開催するなど、開催日時や開催時間などを配慮する。また、パートナーシップを宣誓した家庭においても、行事等に参加しやすいよう配慮する。	保育課 学務課 指導課
		就学前の子どもをもつ保護者が、安心して気軽に各種講座や催しものに参加できるよう、市で開催する講座は保育付きを原則とする。	関係課
22302	放課後児童健全育成事業の充実	小学校の児童をもつ保護者が安心して働けるよう、放課後児童健全育成事業の充実を図る。	保育課
22303	子育てを支援する交流の場の提供	子育て中の保護者等を支援するため、子どもやその保護者が気軽に利用し、交流を深めることのできる場を提供する。	子ども未来課 学務課
22304	多様な子育て支援サービスの充実	保護者の保育ニーズにあった多様な保育サービスの充実を図る。	保育課 学務課
		親と子のふれあいや赤ちゃん絵本を開く時間の楽しさを広め、体験するブックスタート事業を4か月児健康診査時に実施する。	中央保健センター 生涯学習課
		子育てしやすい環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動や子育て支援ホームヘルパーの派遣、子ども医療費支給など、多様なサービス提供から経済的な支援まで、きめ細かな支援を充実する。	子ども未来課
		児童センターや児童館において児童の健全な遊び場を確保するとともに、育児教室や幼児教室など、子育ての楽しさを体験できるような講座等の充実を図る。	子ども未来課 しょうぶ会館

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22305	子育て家庭への相談支援及び各種情報提供等の充実	子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、子育て相談事業を充実するとともに、育児不安や育児の孤立化を防ぐため、各種健診や乳幼児相談・教室、母子訪問指導などの母子保健事業を充実する。また、ひとり親家庭等の経済的自立と福祉の向上を図るため、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費支給事業等の各種援護制度の周知及び利用促進を図る。	中央保健センター 子ども未来課 保育課
22306	介護者のための相談・支援	要介護認定者やその家族の相談及び苦情に対応するとともに、サービス提供事業者等と連携し、問題の改善やサービスの質の向上を図る。	高齢者福祉課 介護保険課
22307	育児休業・介護休業制度など労働に関する制度等の啓発並びに活用促進	家庭と仕事の両立を支援するため、労働に関する様々な制度等を啓発するとともに、制度の積極的な活用の促進を図る。	人権推進課 久喜ブランド推進課

施策の柱Ⅱ－3 働きやすい職場環境づくり

施策の方向① 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

これまでの労働環境では、長時間勤務や男女の賃金格差、男性中心の労働慣行が残っており、育児・介護等と両立しながら能力を十分に発揮して働きたい人が思うように活躍できない状況がありました。

少子高齢化が進み、様々なライフスタイルがある中で、働きたい人が生き生きと働くことができる環境づくりは、ダイバーシティ*の推進や多様な視点によるイノベーション*の促進につながり、社会経済の活力の向上という点からも、極めて重要な意義を持っています。

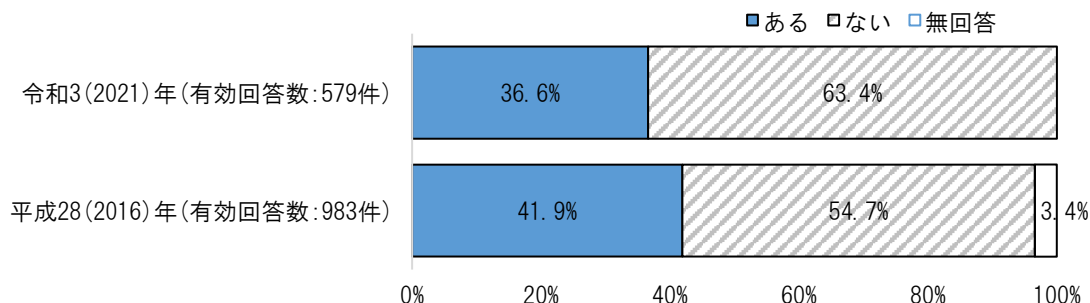
市民意識調査によると、職場における男女間の待遇の差が「ない」と回答した割合は全体の63.4%で、平成28（2016）年の調査から8.7ポイント高くなっており、男女間の待遇の差が改善されてきていることがわかります。

そうした中で、男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件として、「育児・介護休業などを利用できる職場環境をつくる」が39.7%で最も多く、「給与等の男女間格差をなくすこと」と続いています。

本市の女性の労働力率は全体的に底上げされてきていますが、市民意識調査の結果等を踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会及びテレワーク*の導入やオンラインの活用など多様な働き方の確保に向けた支援や各種ハラスメント等の根絶など、男女が働きやすい就労環境の整備をさらに推進します。

■職場での待遇面での男女差

（現在、就業している方に伺います。あなたの職場では、待遇の面で男女間に差があると思いますか。）



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23101	労働に関する法制度等の普及・啓発	事業所に対して、改正男女雇用機会均等法など、労働に関する様々な法制度を啓発するとともに、男女就業者が共に仕事と家庭の両立が図れるよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制*の導入などについて、普及啓発を図る。また、パートタイム労働者の雇用改善に関する情報を提供する。	久喜ブランド推進課
23102	女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	職場における各種ハラスメントの防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備の啓発に努める。	人権推進課 久喜ブランド推進課
23103	事業者向け啓発活動の推進	市内事業所を対象に、男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援などをテーマとする講座の開催などにより、事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりの啓発を行う。	人権推進課
23104	女性管理職登用についての啓発	事業所に対して、女性管理職登用の促進啓発として、ポジティブ・アクションに関する情報提供を行う。	人権推進課
23105	育児休業等を取得しやすい職場環境の整備	職員の仕事と家庭の両立支援を推進するため、性別にとらわれず、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に努める。	人事課

施策の方向②

女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

少子高齢化により労働力人口が減少するなかで、働きたい人が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる社会づくりが求められています。

しかしながら、育児や介護等を理由に働くことができない女性は多く存在しています。また、能力が十分あるにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に働くことができず、能力を活かせない場合もあります。

女性が自らをエンパワーメント（力をつけること）し、十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化や個人の幸福という点からも重要な意義をもっています。

多様な生き方や働き方が選択できる社会において、再就職、起業等を目指す女性に対し、就労に直結するデジタル技術の習得などを含め、自らの能力を発揮した働き方が実現できるよう、女性がチャレンジできる環境づくりを支援します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23201	能力開発講座（労働講座）に関する情報の提供	県など関係機関と連携して、女性の職業技術取得や女性の能力開発につながる講座（労働講座）に関する情報提供を行う。	久喜ブランド推進課
23202	就労に関する情報の提供	内職相談において、家内就労に関する情報の提供とあっせんをする。	久喜ブランド推進課
23203	再就職や労働相談に関する情報提供	女性の職域拡大や再就職を希望する女性の支援のため、再就職支援に関する情報を提供するとともに、市ホームページなどを活用し、労働に関する相談機関等の周知を図る。	人権推進課 久喜ブランド推進課
23204	女性のキャリアアップや起業支援の充実	デジタル分野の技術習得など、女性のキャリアアップや起業支援のための講座の案内や、時間や場所にとらわれないテレワークなどの多様な就労形態に関する様々な情報を提供する。	人権推進課
		起業を目指す女性を支援するため、資金や経営、技術などに関する関係機関の支援事業及び支援実施機関の情報提供を行う。	久喜ブランド推進課

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23205	農業に従事する女性への支援	農業に従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境をつくるため、家族協力が得やすくなるよう啓発活動を推進するとともに、家族経営協定*の普及を図る。また、農業経営に必要な知識や技能を修得するための研修などに関する情報提供を行う。	農業振興課
23206	働く女性及び再就職希望者への支援事業	働いている女性の悩みや、働きたいまたはチャレンジしたいと希望する女性のための講座や相談機会の情報を提供し、支援を行う。	人権推進課

施策の柱Ⅱ－4 男女が共に担う地域社会づくりの推進

施策の方向① 地域活動における男女共同参画の推進

地域においては、コミュニティの希薄化等の様々な変化が生じているなかで、地域で暮らす男女が互いの人権を尊重し、思いやりをもち、それぞれのライフスタイルに応じて地域を担っていくことが求められています。

それぞれの地域は、家庭とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場となっており、あらゆる世代にとってやさしい地域であることが必要です。

そうしたことから、地域力を高めていくためには、多様な年代層の男女が担い手となり、様々な視点から対応できる多様な人材の確保が必要です。

これまで地域活動に積極的に参画できなかった女性や、定年退職者等に対して地域への参画を促進し、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活がおくれる環境づくりを行い、男女が共に担い、多様性に富んだ活力ある地域社会づくりを目指します。

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
24101	地域活動の拠点となる施設の環境整備	男女が地域活動に積極的に参加できるよう、地域での交流活動の拠点となる施設の環境整備を行う。また、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の校庭及び体育館を開放し、地域活動の場の提供を行う。(学校体育施設開放事業)	社会福祉課 スポーツ振興課
24102	市民活動の推進	市民活動を行う団体に対して情報提供などを行うことで、市民活動の推進を図る。	市民生活課
24103	各種事業・会合等への参加しやすい開催日時等の配慮	各種事業や会合などに開催日時の配慮を行い、男性も地域活動に参加しやすい環境整備を行う。	関係課
24104	健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実	男女が地域の中で自立して健康な生活を送れるよう、健康づくり事業やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。	中央保健センター スポーツ振興課
24105	あらゆる人の地域活動への参画支援	高齢者や障がい者、子育て家庭など、あらゆる人が男女偏りなく共同して地域活動に参画できるよう働きかけるとともに、女性が地域の住民組織リーダーとして活躍できるよう、男女共同参画にかかわる啓発活動を広く積極的に行う。	人権推進課 関係課

目指す姿Ⅲ すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など社会構造の問題を背景に、DVによる暴力の被害者の多くは女性であり、近年、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は多様化しています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、被害者の心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。

被害者が抱える多様な困難に、関係機関と早期に連携して対応しながら、継続した支援を切れ目なく提供する必要があります。

現在、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含めた配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの増加も踏まえ、本市における配偶者等暴力相談支援センターの設置など、相談支援体制の充実を図っていきます。

本計画は、DV防止法に基づく基本計画（DV防止及び被害者支援に関する計画）として、DVの防止及び被害者支援に向けた施策を推進することとしており、被害者支援にあたっては、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。

施策の柱Ⅲ－1 生涯を通じた健康支援

施策の方向① 健康づくりの推進

生涯を通じた健康の保持のためには、男女が正確な知識や情報を入手し、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことや性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。

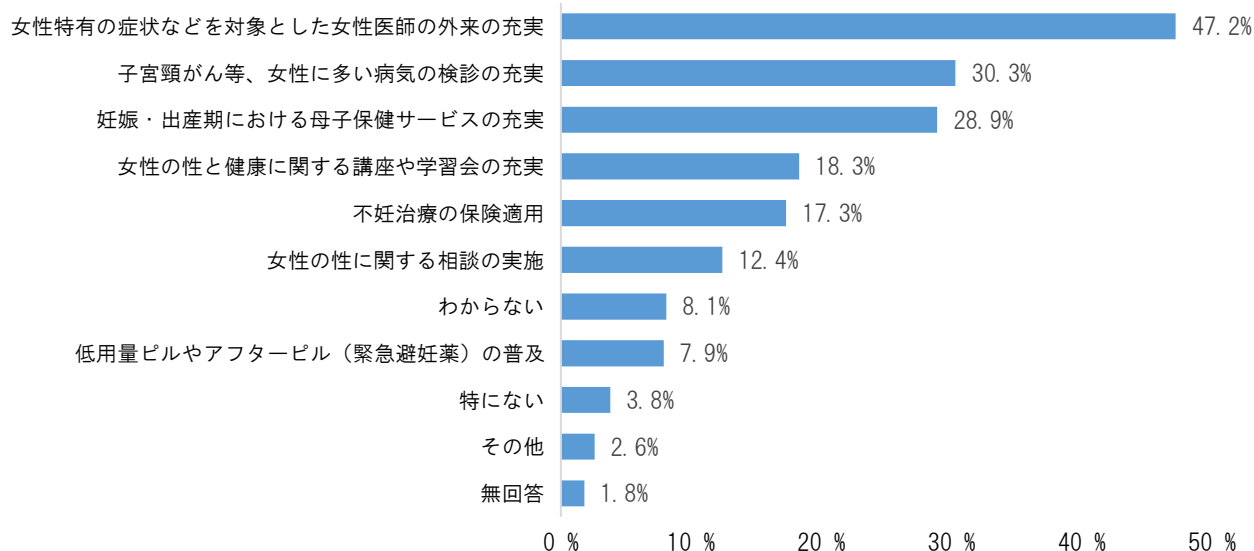
特に、女性の心身の状況は思春期、出産期、更年期、老年期など、各ライフステージに応じて大きく変化します。女性の社会進出が進む中で、妊娠・出産時における健康問題や更年期に関する理解や治療の普及など、性差に基づく支援体制の充実が求められており、長期的、継続的かつ総合的な支援を行います。

また、本市の健康増進・食育推進計画との整合性を図り、生涯にわたった健康づくりを推進します。

■女性の健康支援のために重要なこと

(女性が特有の心身の変化を経験する中で活躍できるように、生涯にわたり健康を支援するためには、どのようなことが重要だと思いますか。)

有効回答数:869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【令和3（2021）年】

※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31101	介護予防事業の充実	高齢者が、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けることができるように、介護予防に向けた事業を行う。	高齢者福祉課
31102	生涯にわたる健康づくり・食育推進	子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりを進めるため、所管課、関係課において、健康づくり・食育推進事業等を実施する。	健康医療課 中央保健センター 関係課
31103	健康づくり・食育推進のための情報提供と啓発活動の充実	市ホームページの健康・食育ナビに健康づくりや食育推進のための情報掲載等をし、啓発活動の充実を図る。	健康医療課
31104	健康づくり・食育推進体制の強化	医師会・歯科医師会をはじめとする、関係団体や公募の市民等で構成される健康増進・食育推進会議と行政との連携を強化し、健康増進・食育推進体制の充実を図る。	健康医療課
31105	既存組織等を活用した各種健康情報の提供	既存組織等を活用し、健康づくりに関する情報の提供を行う。	健康医療課 中央保健センター
31106	保健活動に関する地域組織等の育成	愛育班員や食生活改善推進員などの地区組織関係者を対象に研修会を開催し、保健活動を推進する地域組織の育成を図る。	中央保健センター
31107	各種健康診査事業等の充実と受診促進	国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象に、特定健康診査・健康診査の無料実施や、人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成するとともに、国民健康保険の被保険者を対象に、市が行う各種がん検診の受診費用（自己負担金）の助成を行い、健康の維持増進を図る。	国民健康保険課
31108	妊娠・出産等にかかわる健康支援の充実	子育て世代包括支援センターの運営により、妊娠・出産等に対する正しい知識の普及及び相談・支援を行う。妊娠届出時等での保健事業の紹介やママ・パパ教室の開催、妊産婦訪問指導等を行うとともに、不妊に関する経済的支援を行う。	中央保健センター

施策の方向② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

いつ、何人の子どもを産むか、産まないかなど、性に関するすべてにおいて自ら選択する自由があり、心身やその健康についての正しい知識や情報を入手していくことは、男性も女性も生涯にわたって健康に生活するために必要なことです。

特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が特に重要です。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みを総合的に推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31201	性に関する教育活動の推進	男女が互いの性について正しい知識を身につけ、尊重できるよう、性に関する情報の提供を行う。	人権推進課
		性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、各種パンフレットの配布を行うなど、性に関する教育活動を行う。	中央保健センター
31202	HIV／エイズ及び性感染症に対する啓発・相談と妊婦HIV抗体検査の実施	市ホームページへの掲載などにより、HIV／エイズ及び性感染症に関する正しい情報や知識の普及啓発を行う。また、HIV／エイズ及び性感染症に関する相談を関係機関と連携して実施するとともに、妊婦を対象としたHIV抗体検査を実施する。	健康医療課 中央保健センター
31203	母性保護に関する情報の提供	妊娠・出産期等の健康支援を図るため、母子健康手帳交付時等に、母性保護に関する各種情報の提供を行う。	中央保健センター
31204	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動の推進	年齢とともに変化する身体と心への影響などの理解促進や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及を図るため、各種講座や学習機会などに情報提供を行う。	人権推進課

施策の柱Ⅲ－2 生活上の困難に対する支援

施策の方向① 生活上の様々な困難を抱えた女性などへの支援

未婚、離婚の増加などによるひとり親世帯の増加、雇用の不安定さなど、生活や社会環境の変化により、若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱える人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用の割合の高さ、高齢期の単身生活の長期化、貧困など生活上の困難を抱えやすい傾向があります。加えて、女性の貧困の深刻化により、子どもの貧困も引き起こす可能性があります。

このような貧困などの生活上の困難に対する支援とともに、これらの困難を防止するための取組みも重要になっています。

また、災害や感染症の拡大といった非常時には、社会的に弱い立場の人々の生活に、さらに深刻な影響をもたらすことから、平常時から、非常時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

生活上の様々な困難に加え、女性であることでさらに困難を抱える方が安心して生活できるよう、男女共同参画の視点に立ち環境の整備と支援の充実を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32101	母子生活支援施設入所事業	生活上の様々な問題により、児童の養育が十分にできない母と、その児童を母子生活支援施設に保護し、自立を支援する。	子ども未来課
32102	助産施設入所事業	経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を保護し、助産施設において助産を実施する。	子ども未来課
32103	重層的支援体制の整備	複合・複雑化した相談に対応する体制を整備し、生活上の様々な困難をかかえた方への包括的な支援体制の充実を図る。	社会福祉課 関係課
32104	生活困窮・生活保護世帯の自立に向けた支援	生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立相談支援事業等により、自立に関する情報の提供や就労に関する支援を行い、世帯の自立促進を図る。また、生活保護世帯に対し、就労支援相談等の取組みを実施することにより、世帯の経済的自立に向けた支援を行う。	生活支援課

施策の方向② 外国人、高齢者、障がい者、性的少数者、犯罪被害者への支援と関係機関との連携協力

市内の外国人人口は増加傾向にありますが、言葉や文化の違いから社会生活のなかで孤立しやすく、相談できる機関等の情報を取得しにくい状況があります。そのため、外国語や、やさしい日本語のリーフレット等による情報提供や、関係機関と連携協力した相談や支援を行います。

本市では令和4年4月1日現在、高齢化率が31.3%となっていますが、多くの高齢者や障がい者が意欲や心身の状態に応じて活躍できるよう、きっかけづくりや情報発信を行うとともに、関係機関との連携協力により虐待防止の取組みや相談支援体制の充実を図ります。

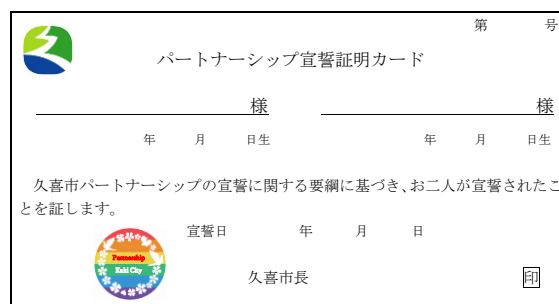
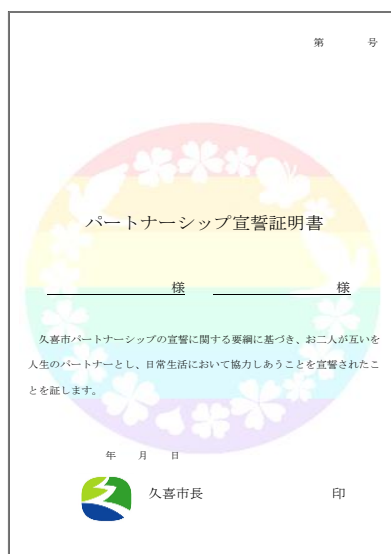
また、性的少数者や犯罪被害者など、日常生活において社会参加する上で困難な状況に置かれがちな方々が、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援を行います。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32201	高齢者虐待の防止に向けた取組み	地域包括支援センター職員に対し、事例検討会などを開催し、早期発見とその対応に努める。	高齢者福祉課
32202	障がい者虐待の防止に向けた取組み	被虐待者の迅速な安全確認を行う体制を整えると共に、障がい者の虐待防止に関する啓発活動を実施する。	障がい者福祉課
32203	地域における国際交流の推進	行政と国際交流団体等との協働関係を構築するとともに、その団体に対する活動支援を行う。また、外国籍市民との交流や、ホームステイの受け入れなど、外国人との交流機会の拡充を図る。	市民生活課
32204	外国人への情報提供の充実	外国人が快適な生活が送れるよう、保健行事日程表や生活ガイドブック・健康や基本的生活に係る資料等、外国語及びやさしい日本語による生活情報の提供の充実を図る。また、公共サインの英文字併記表示や公共施設案内板の設置、さらに日本語教室の充実等に努める。	市民生活課 関係課

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32205	男女共同参画の視点に立った環境整備とまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立ち、子どもから高齢者まであらゆる市民が利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、自然・生活環境に配慮したまちづくりを推進する。	関係課
32206	高齢者、障がい者等への相談支援の充実	高齢者、障がい者、介護者等の日常生活及び権利擁護等に関する相談・支援体制の充実を図る。	高齢者福祉課 障がい者福祉課
32207	高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加活動の促進	男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、就労支援や余暇活動支援等、多様なニーズに応じた各種取組みの充実を図る。また、分野別計画に基づく福祉サービスを充実させ、高齢者や障がい者の心身の健康の増進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減や仕事と家庭の両立を支援する。	高齢者福祉課 障がい者福祉課
32208	犯罪被害者等支援対応の充実	犯罪被害者等が直面している多岐にわたる問題の相談について総合的に対応し、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。	市民生活課
32209	性の多様性に関する理解の推進と情報提供の充実	性的少数者に関するパートナーシップ宣誓制度などの取組みを広く周知することにより、市民や事業者の性の多様性に関する理解を深め、性的少数者の生きづらさの軽減を図るとともに、相談・支援に関する情報提供を行う。	人権推進課

■ パートナーシップ宣誓証明書・証明カード



施策の柱Ⅲ－3 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向① 防災活動における男女共同参画の推進

平成23（2011）年の東日本大震災や令和元（2019）年の台風19号といった大災害の経験から、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が重要視されています。

災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の負担が女性に集中することや、DVや性暴力被害のリスクが高まる傾向にあることから、女性に配慮した災害支援が必要です。

平常時から男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組みが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような支援が求められています。

そのため、防災・災害復興時における意思決定過程や現場での女性の参画促進を図りながら、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
33101	防災等に配慮したまちづくりの推進	自然災害などから市民の生命や財産を守り、安全な生活環境を整備するため、防災等に配慮したまちづくりを推進する。	消防防災課 関係課
33102	女性の視点を取り入れた防災訓練の実施	災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制を目指し、各種訓練を実施する上で性別による役割分担意識を見直し、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会を提供する。	消防防災課
33103	自主防災組織の育成支援	地域の自主防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に推進し、女性の参画促進や女性リーダーの育成にも努める。	消防防災課

施策の柱Ⅲ－4 性別によるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

【DV防止及び被害者支援に関する計画として位置付け】

施策の方向① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応

DVは、決して許されるべきものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVなどの性別による暴力の根絶を図ることは、男女が尊重し合い、認め合える社会を実現していくうえで重要な課題です。

暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等があり、性別による暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正と暴力を許さないという意識改革が必要です。

市民意識調査によると、殴る、蹴る、物をなげる等の「身体的暴力」については、DVとしての認識が高くなっていますが、長時間無視する、電話やメール等を監視する等の「精神的暴力」については認識が低くなっています。

今後もDV防止に向けた啓発活動を推進するとともに、DV被害者への迅速かつ適切な対応を行います。

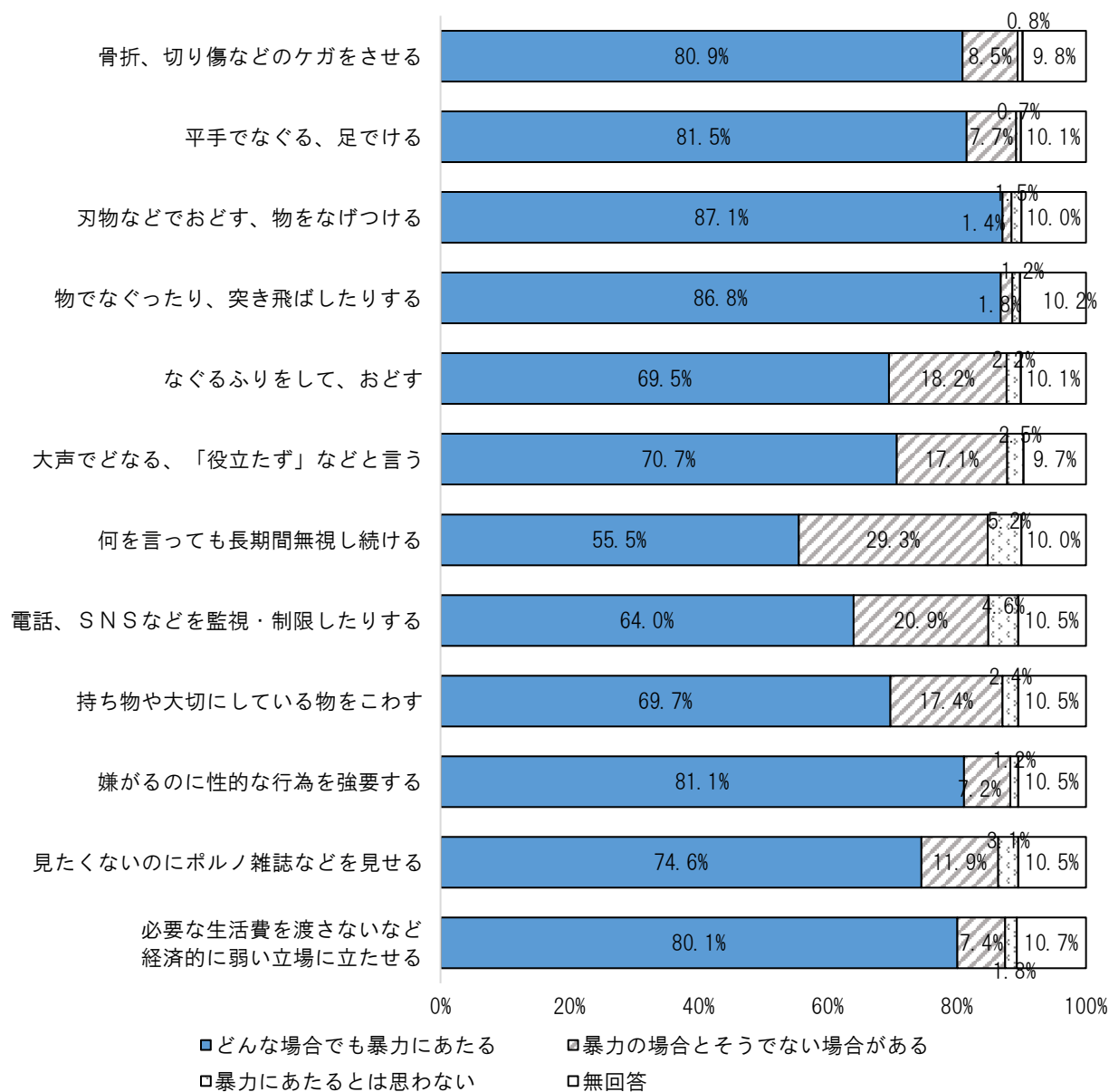
【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
34101	配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	配偶者等に対する暴力の根絶を図るため、女性に対する暴力をなくす運動などの機会を通して、パネル展示やリーフレットの活用などにより、啓発を重点的に行う。	人権推進課

第3章 計画の内容

■ DVについて

(次のような行為が配偶者等との間で行われた場合、あなたはどのように感じますか。)
有効回答数:869件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【令和3（2021）年】

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

施策の方向②

若年者に対する予防啓発活動の推進

DVは、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも発生します。交際期間中から暴力を受け、配偶者となっても継続してDVを受ける場合もあります。

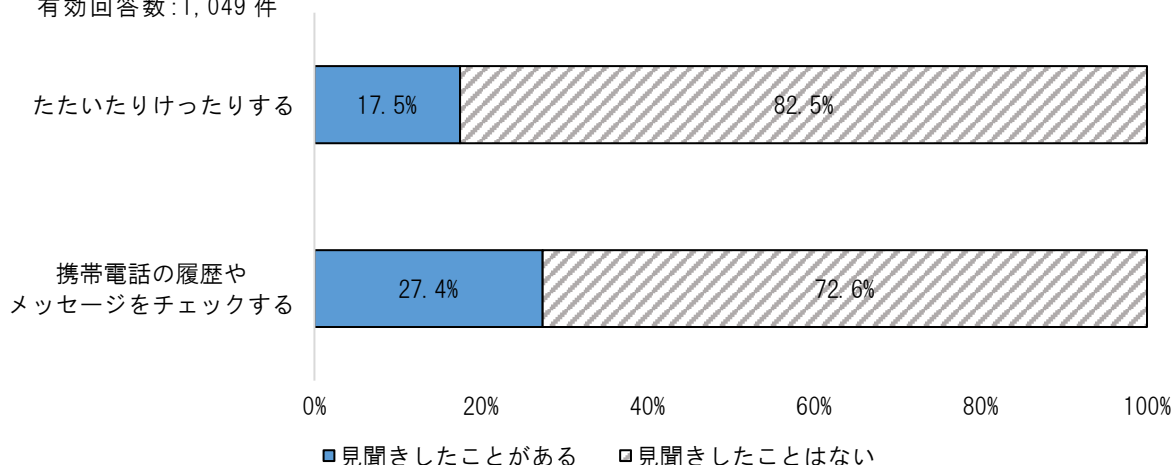
中学生アンケートによると、交際相手からのデートDVについて、「たいたりけったりすること」は全体の17.5%、「携帯電話の履歴やメッセージをチェックすること」は全体の27.4%が、「見聞きしたことがある」と回答しています。

デートDVを未然に防ぎ、暴力の連鎖を防ぐためには、若年者に対して、お互いを尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成させるために予防啓発することが重要であることから、若年者及びその保護者等に向けた対策を講じます。

■ デートDVの経験など

(あなたは交際相手との間で次のようなことを見聞きしたことはありますか。)

有効回答数:1,049件



資料：令和3年度男女共同参画に関する中学生アンケート

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
34201	デートDV防止に向けた啓発活動の推進	DVは配偶者間だけではなく、若い恋人の間でも発生するという認識に立ち、若年者向けのDV防止普及啓発資料の配布や保護者対象のDV防止に関する講座の開催など、若い男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進する。	人権推進課
34202	保護者に対する意識啓発の充実	保護者会や公開授業を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課

重点施策

施策の柱Ⅲ－5 相談・支援体制の充実

【DV防止及び被害者支援に関する計画として位置付け】

施策の方向① 被害者のための相談・支援体制の充実

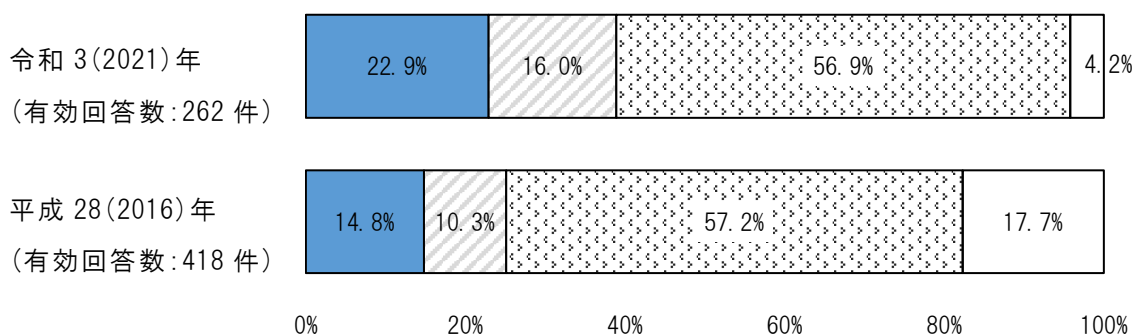
配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。被害者の安全を確保するためには、相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部署との連携を図り、被害者の支援体制を充実させることが重要です。

DV被害者が、被害について他者に話すということは、相当の勇気を必要とする行動です。支援者は被害者の心理状況をよく理解し、対応の質と技術の向上を図る必要があります。

また、市民意識調査によると、被害者のうち56.9%の人が、「相談しようとは思わなかった」と回答し、平成28(2016)年の調査(57.2%)から0.3ポイントしか減少していないことから、被害の拡大防止のためにも、被害者が早期に相談できる体制を整備するとともに、適切な支援を行えるよう関係各課及び関係機関と連携を図ります。

■DVの相談（あなたは受けた行為について、誰かに相談しましたか。）

■相談した □相談できなかった □相談しようとは思わなかった □無回答



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
35101	女性相談事業の充実	配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」を実施する。女性にかかる相談に適切に対応するため、関係機関等との連携を深め、女性相談事業の充実を図る。「女性の悩み（カウンセリング）相談」については、毎月2回（第1・第3金曜日）実施のほかに日曜日に特設相談を実施する。	人権推進課
35102	女性及び児童相談の充実	女性や児童等の適切な支援を行うため、女性や児童に関する相談事業の充実を図る。	子ども未来課
35103	相談担当職員の資質向上	DV被害者のための相談・支援体制の充実のため、DV相談対応マニュアルの活用や、研修の受講や相談対応に関する情報交換を行うことにより、相談担当職員の資質の向上を図る。	人権推進課
35104	民生委員・児童委員等を対象とした意見交換会等の実施	DVに関する実態の把握や被害者から相談を受けた場合の対応方法（関係機関との連携など）について、情報提供や意見交換を行う。	人権推進課 社会福祉課
35105	外国人向けのDVに関する情報の提供	外国語によるDV支援のリーフレット等を配架し、外国人被害者への支援の充実を図る。	人権推進課 市民課（総合窓口）

施策の方向② 庁内及び庁外の関係機関との連携強化

DV防止法において、国及び地方公共団体は、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務を有すると規定されています。

本市では、DVの被害者にとって最も身近な行政機関としての役割を担い、相談にあたっては被害者の状況、緊急度などを的確に把握し、安全確保や自立支援など、個々の対応についてコーディネートする必要があります。

そのため、被害者の事情に応じたきめ細かな支援を行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
35201	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の充実	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、関係機関相互の連携の強化、情報の共有、被害者支援の取組みの強化などを行う。	人権推進課
35202	被害者への総合的支援の整備	DV被害者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うため、庁内関係課間での連携に努め、被害者への総合的支援の整備を行う。	人権推進課 子ども未来課 関係課

第4章

計画の推進体制

1 市、市民、事業者、教育に携わる者の責務

本市の男女共同参画を総合的、計画的に推進するためには、市、市民、事業者、教育に携わる者の責務をそれぞれ明確にすることが必要です。「久喜市男女共同参画を推進する条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

■市の責務

- (1) 男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する基本的施策を総合的に計画し、実施すること
- (2) 男女共同参画の推進に必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めること
- (3) 国、埼玉県や他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民や事業者と協働して取り組むこと

■市民の責務

- (1) 基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めること
- (2) 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めること

■事業者の責務

- (1) 基本理念について理解を深め、事業活動において男女共同参画を推進する体制の整備に努めること
- (2) 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めること

■教育に携わる者の責務

- (1) 基本理念に配慮した教育を行うよう努めること

2 本市の推進体制の充実

「久喜市男女共同参画を推進する条例」及び「久喜市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進していくためには、その推進体制の充実を図る必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策は、幅広い分野にわたっており、行政全般にわたる取組みが必要です。

そこで、本市の男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目に取り組みます。

(1) 男女共同参画の視点に立った市の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた計画の各施策は教育、労働、福祉、保健などの幅広い分野にわたっており、施策を総合的に推進するために、市自らが率先して取り組みます。

特に、市職員の男女共同参画意識を高めるため、職員研修や情報提供を行うとともに、各課が連携し、横断的に計画を推進します。

(2) 久喜市男女共同参画審議会

久喜市男女共同参画を推進する条例第18条に基づき、「久喜市男女共同参画審議会」を設置し、基本計画の策定や、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。

(3) 市民、事業者との協働

「久喜市男女共同参画を推進する条例」の前文にうたわれているように、市、市民及び事業者が協働して計画を推進するため、協働体制の充実を図ります。

(4) 施策に対する苦情への対応

市の男女共同参画施策に対する苦情の申出に対して、「久喜市男女共同参画を推進する条例」に基づいた適切な対応を行います。

(5) 国・県等関係機関との連携

国や県、近隣市町など関係機関との連携を深め、情報交換などを行い、市の男女共同参画の一層の推進を図ります。

(6) 男女共同参画に関する情報の収集・調査研究の実施

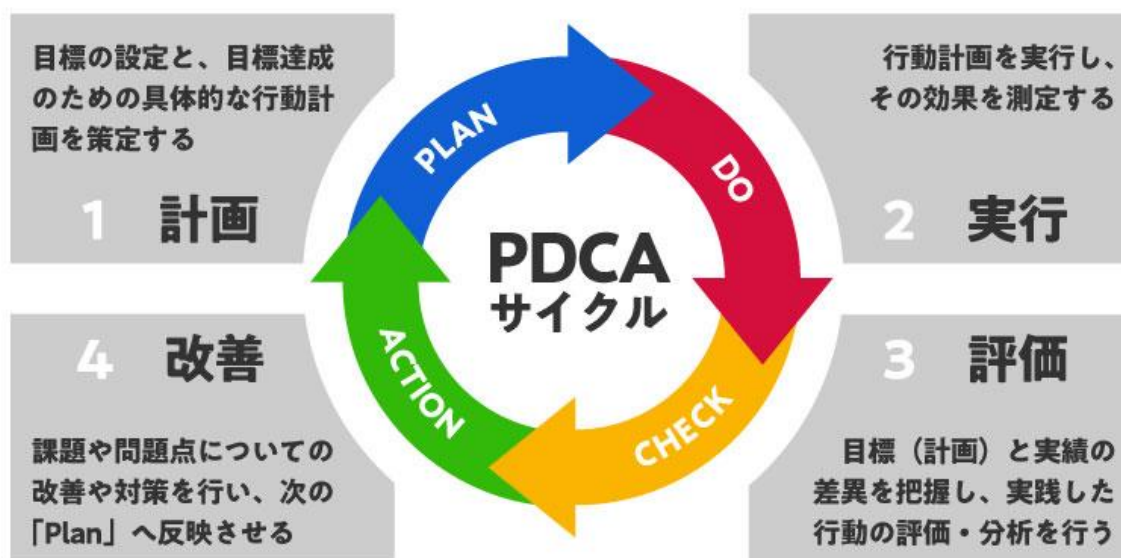
世界や国、県、近隣市町などの男女平等や男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の現状を把握するとともに、計画推進の基盤とするため、男女平等や男女共同参画に関する意識調査を行います。

(7) 計画の進行管理（施策の点検と評価の実施）

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

本計画では、基本目標ごとに目標数値を設定し、その目標数値に対する達成度を把握するとともに各施策の効果を検証し、取組みを推進します。

また、本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、施策の推進状況を進行管理するとともに、「久喜市男女共同参画審議会」において、取組みの実施状況を確認し、施策の実効性を高め、本市の男女共同参画の推進を図ります。



資料編

5 用語集

行	用語	用語の説明
あ	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字を取った略称です。ICTの利活用による働き方改革や女性デジタル人材の育成等の取組みが期待されています。
	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったものの見方」のことです。その人の過去の経験や知識などにより、何気ない発言や行動として現れます。
	イノベーション	これまでにないアイデアや新しい考え方、価値観などを取り入れ、組織やサービス、製品などに新たな価値を生み出す変革のことをいいます。
	インクルーシブな社会	社会を構成するすべての人が、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や国籍、社会的地位や障がいの有無など、その属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会のことです。インクルージョン、（社会的）包摂、包容ともいいます。
	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。
	M字カーブ	女性の労働力率の推移をグラフ化した際に、結婚や出産の時期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することがアルファベットのMのような形になることをいいます。
	LGBTQ+	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（自分の性別をどう認識しているかの性自認や、どの性別が恋愛対象であるかの性的指向が明確でない人）のそれぞれのアルファベットの頭文字をとった言葉です。LGBTQ以外にも、多様な性のあり方があります。
	エンパワーメント	女性のエンパワーメントとは、差別や抑圧等で力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、自己決定する力や自ら主体的に行動する力（self-empowerment）をつけることです。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数を表します。
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年と定められました。
	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において、1976年～1985年を「国連婦人の十年」とすることが宣言され、その目標を「平等・発展・平和」と定められました。

行	用語	用語の説明
か	国連婦人の地位委員会 (CSW)	経済社会理事会 (Economic and Social Council) の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会 (第3委員会) に対して勧告を行います。
	固定的性別役割分担意識	性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標:SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標 (Sustainable Development Goals) を設定しています。ゴール5では、ジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展に関わる重要なテーマであると言われています。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年9月4日に公布、施行 (一部平成28年4月1日施行) されました。10年間の時限立法で、基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。 令和元年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置を講ずることとされ、令和4年7月の改正では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として、当該項目の公表が義務づけられました。
	世界女性会議	女性の地位向上を目指して国連の主催により開かれる世界会議です。1975年、国連の「国際婦人年」を記念してメキシコで第1回会議が開催されました。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

行	用語	用語の説明
た	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会とといいます。
	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために、政府は男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に、公布、施行されました。
	テレワーク	Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語です。ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。
	デートDV	若年層（中学生、高校生、大学生等）や婚姻関係にない間柄において、恋人や交際相手などからふるわれる暴力のことです。身体的、性的などの暴力のほか、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力もあります。
は	配偶者からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）	配偶者等（事実婚や別居中、離婚後も含む）からふるわれる暴力のことです。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年 4 月 13 日に公布、同年 10 月 13 日に施行されました。

行	用語	用語の説明
は	フレックスタイム制	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と仕事との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女兒から構成されています。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。 本市では、「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」第3条第3項において、「審議会等の委員の男女の割合における格差が著しく生じているときは、団体に委員の推薦を依頼する場合には、女性に限定した推薦依頼を行うこと」を明記するなど、審議会等の委員への女性登用を推進しています。
ま	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
	メンター制度	知識や経験豊かな先輩（メンター）が、後輩に対して、キャリア形成や仕事と子育ての両立、仕事の仕方などについての相談に応じる制度のことです。
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかなど、性に関わるすべてにおいて自ら選択する自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ	ワーク・ライフ・バランス	人生の各段階に応じて多様な働き方を選択できる社会に向け、自分の価値観に応じた働き方を選択し、家庭・仕事・地域生活の調和のとれた生活を送ることです。